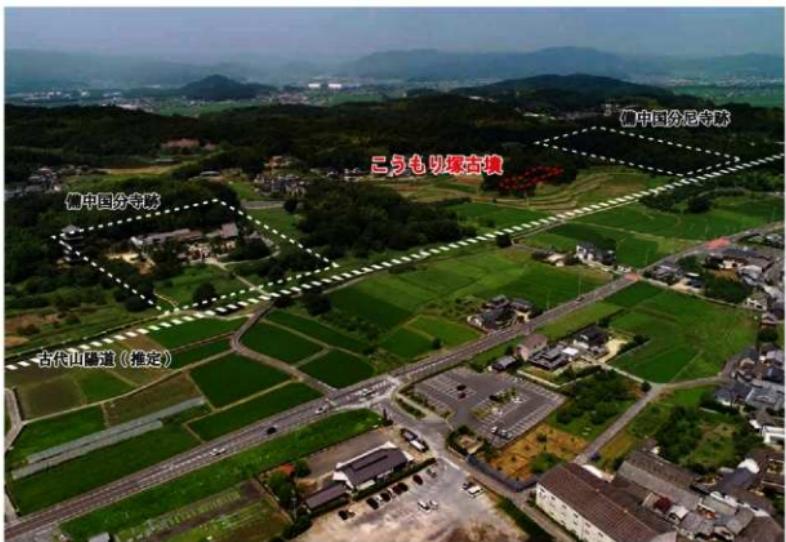


史跡こうもり塚古墳保存活用計画書

2021

岡山県教育委員会

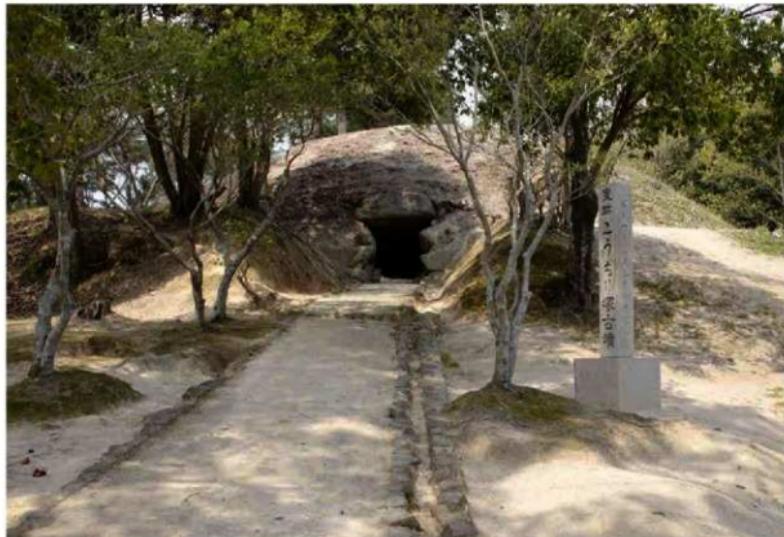


1 こうもり塚古墳周辺（南西上空から）

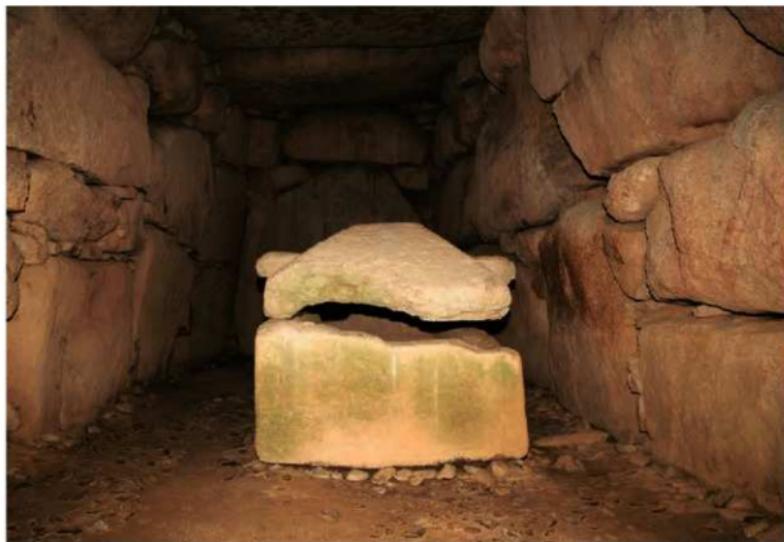


2 こうもり塚古墳（南上空から）

卷頭図版 2



1 こうもり塚古墳横穴式石室入口（南から）



2 こうもり塚古墳横穴式石室（南から）

序

「吉備路風土記の丘」として広く親しまれている総社市南東部から岡山市西部にかけての一帯には、全国第4位の規模を誇る造山古墳をはじめ、作山古墳、こうもり塚古墳、備中国分寺跡、備中国分尼寺跡など数多くの歴史遺産があります。このうち、こうもり塚古墳は、古墳時代後期に築かれた大型前方後円墳で、岡山県で最大の横穴式石室からは家形石棺や金銅装の武器、馬具など貴重な遺物が見つかっており、大和政権と繋がりを持つ吉備の大首長墓と考えられます。

令和元年11月、岡山県教育委員会は先人から受け継がれた文化財を保存することを前提としつつ、その活用を図るための基本方針である「岡山県文化財保存活用大綱」を策定しました。その中で、吉備路について、県内有数の観光地の中核でもあることから、さらなる魅力向上を見据え、「古代吉備」の豊かな文化遺産を体感できる場として調査、整備、活用を進める方針を示しました。

このたび、岡山県教育委員会は、史跡こうもり塚古墳を保存し、貴重な歴史遺産として次世代に受け継ぎ、活用していくための指針となる『史跡こうもり塚古墳保存活用計画書』を刊行しました。今後は、この計画に基づいて、史跡こうもり塚古墳の価値を守り伝え、多くの方々に親しまれるよう保存活用を進め、地域振興の核として活かしていきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり御指導、御助言を賜りました史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会・検討会の皆様をはじめ、文化庁、総社市観光プロジェクト課並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

岡山県教育委員会
教育長 鍵本芳明

例　　言

- 1 本書は、岡山県總社市上林かみばやしに所在する史跡こうもりより塚古墳の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画は、岡山県教育委員会が主体となり策定した。
- 3 この計画策定の実務は、岡山県教育庁文化財課及び岡山県古代吉備文化財センターが担当して行った。
- 4 この計画の策定に当たっては、有識者からなる史跡こうもりより塚古墳保存活用計画策定準備会（令和元年度）、史跡こうもりより塚古墳保存活用計画策定検討会（令和2年度）を設置して、指導・助言を得た。また、文化庁文化財第二課から有益な教示をいただいたほか、總社市及び関係機関から多大なる協力を得た。
- 5 本書に収載した航空レーザ計測による地形測量図は、令和2年度文化庁文化財保存事業費国庫補助金による成果である。
- 6 本書に掲載した地図のうち、第1図、第2図、第8図、第10図、第12図、第16図、第19図、第20図、第21図、第22図、第39図は国土地理院「電子地形図25000」を、第11図、第38図は總社市所管の總社市域図を基に加工して作成した。

目 次

卷頭図版

序

例言

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	3
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 策定の体制	4
第5節 他の計画との関係	8
第6節 計画の実施	11

第2章 史跡こうもり塚古墳を取り巻く環境

第1節 岡山県の概況	12
第2節 自然環境	12
第3節 歴史環境	20
第4節 社会環境	26

第3章 史跡こうもり塚古墳の概要

第1節 指定前、指定後の経緯と経過	35
第2節 指定の状況	36

第4章 史跡こうもり塚古墳の発掘調査概要

第1節 調査の経緯	39
第2節 調査の概要	39
第3節 こうもり塚古墳の意義	45

第5章 史跡こうもり塚古墳の本質的価値

第1節 本質的価値の明示	52
第2節 構成要素の特定	53

第6章 史跡こうもり塚古墳の現状と課題

第1節 保存管理	56
第2節 活用	58
第3節 整備	60
第4節 運営・体制の整備	61

第7章 史跡こうもり塚古墳の保存活用の基本方針

第1節 基本理念と目標	62
第2節 基本方針	62

第8章 史跡こうもり塚古墳の保存管理	
第1節 方向性	63
第2節 方法	64
第9章 史跡こうもり塚古墳の活用	
第1節 方向性	69
第2節 方法	69
第10章 史跡こうもり塚古墳の整備	
第1節 方向性	73
第2節 方法	73
第11章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	75
第2節 方法	75
第12章 事業計画と経過観察	
第1節 方向性	77
第2節 方法	77
資料編（関係法令）	
1 文化財保護法（抜粋）	
2 文化財保護法施行令（抜粋）	
3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	
4 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	
5 岡山県立自然公園条例（抜粋）	
6 岡山県立自然公園条例施行規則（抜粋）	
7 岡山県立自然公園の指定（抜粋）	

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

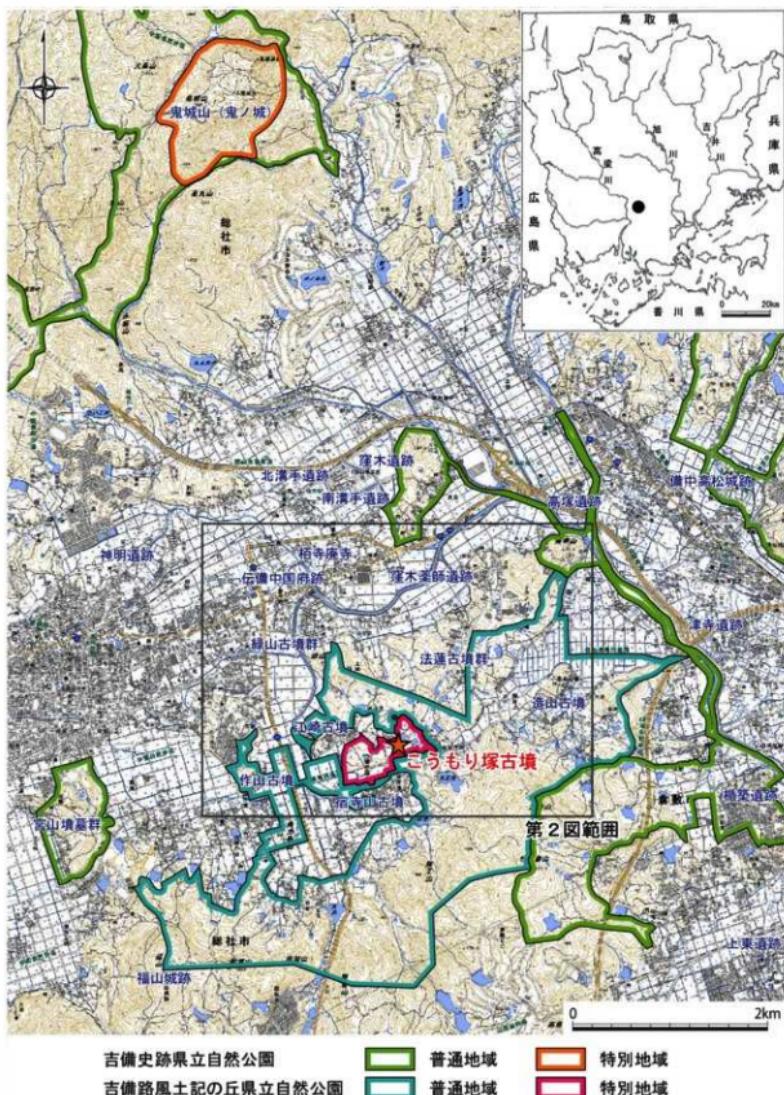
史跡こうもり塚古墳は、岡山県総社市南東の沖積平野の丘陵端部に立地する。史跡備中國分寺跡・史跡備中國分尼寺跡のほぼ中間に位置し（巻頭図版1-1）、周辺一帯が吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域となっている（第1図）。墳長は約100mを測り、古墳時代後期における吉備最大の前方後円墳である。全国有数の規模を誇る巨大な横穴式石室を有し、吉備独自の石材である貝殻石灰岩（浪形石）製の家形石棺や装飾大刀をはじめとする豊富な副葬品を持つ吉備を代表する大首長墓である。

こうもり塚古墳については、昭和42年（1967）に総社市教育委員会の要請により、岡山大学・岡山理科大学からなる調査団が墳丘測量と石室の発掘調査を実施しているが、調査報告書は未刊行である。昭和43年2月に隣接する備中國分寺跡とともに史跡に指定され、その後、昭和45年に県政100年記念事業として、こうもり塚古墳に加え、備中國分尼寺跡、備中國分尼寺跡、造山古墳、作山古墳などを含む地域を「吉備路風土記の丘」として整備することが決定された。同年、吉備路風土記の丘県立自然公園条例が公布され、昭和47年にこうもり塚古墳を含む地域が特別地域に指定された。これに伴って、こうもり塚古墳では標識の設置や園路の設営など墳丘やその周辺が整備された。昭和53年には横穴式石室の排水対策のため、漢道の発掘調査を岡山県教育委員会が実施した。

一方、こうもり塚古墳を取り巻く環境整備として、昭和51年にこうもり塚古墳など吉備路周辺の遺跡や出土品を紹介する岡山県立吉備路郷土館（現在の総社吉備路文化館）が開館した。翌年には、造山古墳や作山古墳等を巡ることができる県道700号岡山総社自転車道線（通称、吉備路自転車道）が一部開通し、吉備路風土記の丘の利便性が向上した。平成30年（2018）には日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまち　おかやまの構成要素の一つとしてこうもり塚古墳をはじめ周辺の遺跡があげられ、国内外を問わず広く周知されることとなった。このように、こうもり塚古墳及び周辺地域は、歴史的特性を活かしながら景観・風致の広域保存が図られたことで多くの観光客が訪れるようになり、平成30年には1,477千人もの観光客が訪れ、県内有数の観光地となっている。

しかし、一方で様々な課題に直面していることも事実である。こうもり塚古墳では雨水等が原因で墳丘表土が流失したり、長年にわたる環境の変化によって横穴式石室内に雨水等が流入したりするなど、保存について対策が必要となっている。また、近年、古墳を単体で活用するのではなく、地域固有の歴史や風土の特性の中で位置付け、他の関連する歴史文化遺産とともに一体として活用することが求められている。

このように、貴重な歴史遺産である史跡こうもり塚古墳を次世代に伝えていくためには、適切な保存を図るとともに、関連する観光や都市計画とも有機的に結び付け、様々な課題を整理し中長期的にマネジメントを進めていく必要がある。岡山県教育委員会では、令和元年（2019）11月に県内文化財の保存活用に関する総合的な施策である「岡山県文化財保存活用大綱」を策定したが、その中で、史跡こうもり塚古墳について、「古代吉備」の豊かな文化遺産を体感できる場として、将来にわたって保存し、幅広く有効に活用するため、保存活用計画を策定する必要性を言及した。



第2節 計画の目的

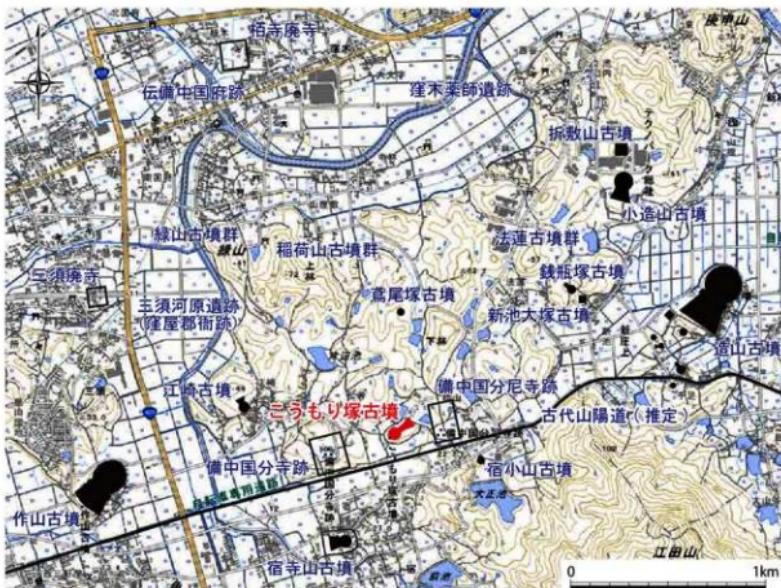
県が指定している吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域には、県が所有者である史跡こうもり塚古墳と県が管理団体である史跡備中国分尼寺跡等が所在する。このうち本計画では、史跡こうもり塚古墳を適切に保存し次世代へと確実に継承していくために、史跡の本質的価値と構成要素を明確化するとともに、国民の貴重な財産として活用されるよう基本方針、方法等の計画策定を図る。

第3節 計画の対象範囲

史跡こうもり塚古墳は現在高まりとして残っている墳丘部分が史跡指定地となっており、本計画の対象範囲とする。また、今後実施される調査などで遺構が確認され、追加指定が図られる可能性のある範囲も対象とする。

さらに、史跡こうもり塚古墳とともに吉備路風土記の丘県立自然公園の特別地域に所在する史跡備中国分寺跡、史跡備中国分尼寺跡、普通地域に含まれる史跡造山古墳及び史跡作山古墳についても一體的活用の必要性から言及する。

そのほか、吉備路風土記の丘県立自然公園に含まれない地域にあっても、緑山古墳群のような大型の横穴式石室をもつ古墳も周辺に分布しており、こうもり塚古墳の意義や活用を考える上で必要なので触れることとする（第2図）。



第2図 計画対象地と周辺遺跡（1/25,000）

第4節 策定の体制

1 史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会及び同策定検討会の設置

本計画の策定に当たっては、史跡こうもり塚古墳の将来にわたる保存と活用・整備に関する方針について有識者から助言を得るため、令和元年度に史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会（以下、「策定準備会」という。）、令和2年度に史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定検討会（以下、「策定検討会」という。）を設置し、多方面にわたる検討を行った。

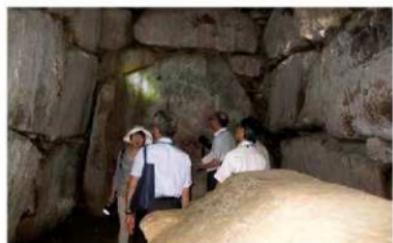
以下、その体制を示す（敬称略）。

史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会 委員名簿（令和元年度）

	氏 名	専門分野	所 属
委 員	亀田 修一	考古学	岡山理科大学生物地球学部教授
	山本 悅世	考古学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター教授
オブザーバー	岡山県教育庁文化財課		
事 務 局	岡山県古代吉備文化財センター		

史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定検討会 委員名簿（令和2年度）

	氏 名	専門分野	所 属
委 員	上田 恭嗣	景観	ノートルダム清心女子大学名誉教授
	亀田 修一	考古学	岡山理科大学生物地球学部教授
	清家 章	考古学	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
	日高優一郎	觀光	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
	山本 悅世	考古学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター教授
オブザーバー	浅野 啓介		文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）
	平井 哲哉		岡山県環境文化部自然環境課長
	松久 茂喜		総社市産業部観光プロジェクト課長
事 務 局	岡山県教育庁文化財課 岡山県古代吉備文化財センター		



1 令和元年度第1回策定準備会現地視察

2 令和2年度第1回策定検討会

写真1 策定準備会・策定検討会開催状況

史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会設置要項

(設置及び目的)

第1条 総社市に所在する国指定史跡こうもり塚古墳の保存活用計画を策定するに当たり、その準備をするため、「史跡こうもり塚古墳保存活用計画」策定準備会（以下、「準備会」という。）を設置する。

(実施期間)

第2条 この準備会は、令和元年度に行う。

(検討内容)

第3条 この準備会は以下のことを検討する。

(1)「史跡こうもり塚古墳保存活用計画」策定に当たっての諸課題の抽出

(2)「史跡こうもり塚古墳保存活用計画」素案の作成

(3)その他、「史跡こうもり塚古墳保存活用計画」策定に必要なこと

(委員)

第4条 この準備会に、有識者2名の委員を置く。

2 委員は、保存活用計画策定準備に当たって必要な専門的指導・助言を行う。

3 委員は、岡山県内の埋蔵文化財保護に詳しい学識経験者から、岡山県古代吉備文化財センター所長（以下、「所長」という。）が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱した日から令和2年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 この準備会の庶務は、岡山県古代吉備文化財センターにおいて行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるものほか、準備会運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 史跡こうもり塚古墳の保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について具体的な内容の検討を行う。

(1)計画の策定に必要な諸課題の抽出に関する事項

(2)計画の策定に関する事項

(3)その他、計画の策定に必要な事項に関する事項

(組織)

第3条 検討会は委員5名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから岡山県教育委員会教育長が委嘱する。

(1)岡山県内の埋蔵文化財の保護及び活用に関する学識経験を有する者

(2)計画の策定に必要な事項に関する学識経験を有する者

(3)前号に掲げる者のほか岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じて岡山県教育委員会教育長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、教育庁文化財課及び岡山県古代吉備文化財センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、検討会の運営に関して必要な事項は、岡山県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

2 策定準備会及び策定検討会の開催経過

本計画の策定に当たっては、令和元年度に2回の策定準備会、令和2年度に3回の策定検討会を開催した。開催経過と各回の議事は次のとおりである。また、計画の流れを第3図に示す。

(1) 史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定準備会

令和元年度 第1回（写真1-1）

開催日：令和元年7月10日（水）

場 所：現地及び岡山県古代吉備文化財センター

<現地視察>

史跡こうもり塚古墳、史跡備中国分寺跡、史跡備中国分尼寺跡

<議事内容>

・策定準備について ・事業概要と計画 ・現状の課題

令和元年度 第2回

開催日：令和2年3月24日（火）

場 所：岡山県古代吉備文化財センター

<議事内容>

・保存活用計画書案の作成について

(2) 史跡こうもり塚古墳保存活用計画策定検討会

令和2年度 第1回（写真1-2）

開催日：令和2年6月10日（水）

場 所：岡山県古代吉備文化財センター

<議事内容>

・事業概要と計画 ・現状の課題 ・保存活用計画書案の作成について

令和2年度 第2回

開催日：令和2年9月3日（木）

場 所：岡山県古代吉備文化財センター

<議事内容>

・保存活用計画書案の作成について

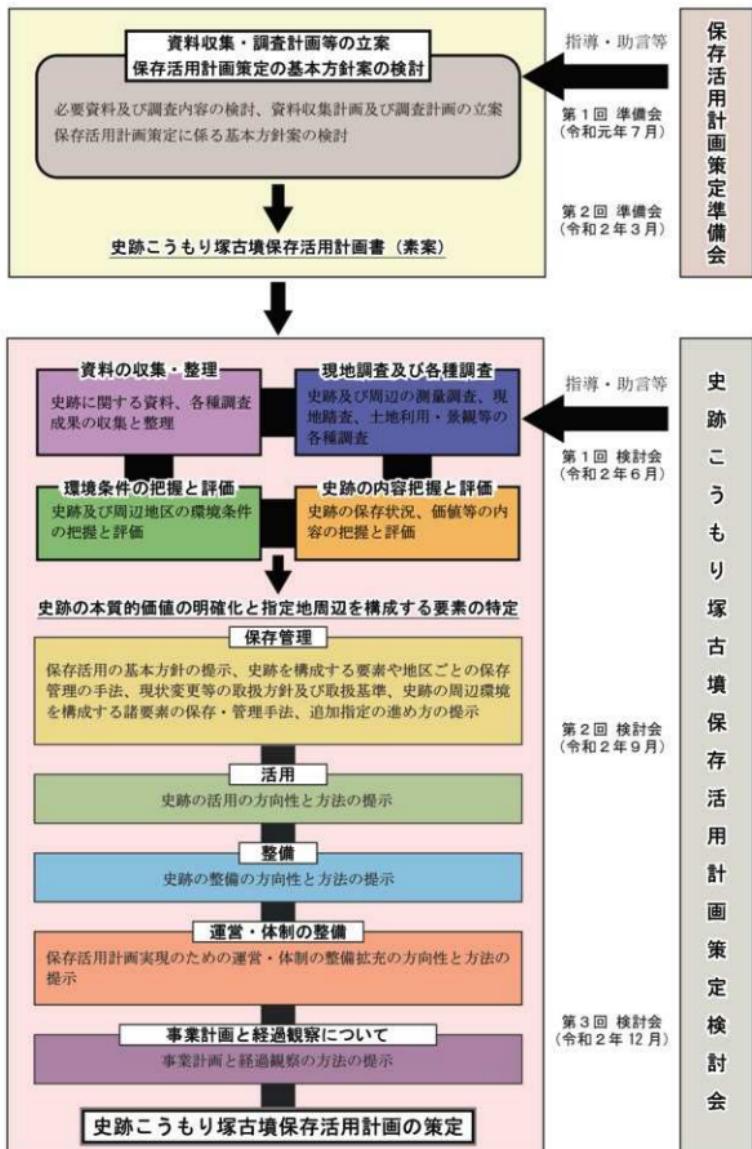
令和2年度 第3回

開催日：令和2年12月7日（月）

場 所：岡山県古代吉備文化財センター

<議事内容>

・保存活用計画書案の承認について



第3図 保存活用計画策定の流れ

第5節 他の計画との関係

本計画は、文化財保護法に基づくものであるが、県において最上位に位置付けられる総合計画「新晴れの国おかやま 生き活きプラン」などに則して策定した。また、県の教育振興に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本計画「第2次岡山県教育振興基本計画」、県の文化の振興に関する基本的な計画としての役割を担う「おかやま文化振興ビジョン」、また、文化財保護法に基づき県内の文化財の総合的な保存・活用の基本的方向性を示した「岡山県文化財保存活用大綱」等の各種計画との整合性を図った。本計画と深い関係にある主な計画は次のとおりである。

(1) 「新晴れの国おかやま 生き活きプラン」(平成29～令和2年度)【抜粋】

第3章 行動計画

重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

③観光振興プログラム「観光資源としての自然や文化の積極的な活用」

豊かな自然や優れた景観、歴史遺産、伝統文化など地域固有の文化資源等の適切な保存・

継承、自然公園の魅力向上や、文化イベントの充実などを通じて、オンリーワンの観光資源として磨き上げ、積極的な活用に取り組みます。

(2) 「第2次岡山県教育振興基本計画」(平成28～令和2年度)【抜粋】

第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向

4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成

(4) 郷土愛の醸成

自然、歴史・伝統・民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、文化・スポーツ等の体験活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図り、郷土岡山の活力を生み出す人材の育成につなげます。

5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

(2) 文化創造活動の振興と文化財の保存・活用

岡山県内に所在する文化財の把握と価値付け等を行うため、県、市町村等の連携により、調査・研究を進め、適切な文化財の指定や保全を図るなど、主要な文化財の保存・継承を推進するとともに、それらを活用した地域づくり等を促進します。また、子どもたちをはじめ、より多くの県民が郷土の文化遺産に触れ、学び、親しむことができる機会を充実させるとともに、文化財保護・継承活動の担い手の育成を図ります。

(3) 「おかやま文化振興ビジョン」(平成30～令和9年度)【抜粋】

V 具体的施策

1 文化を伝承・創造し心豊かに生活できる岡山

(1) 将来の地域文化の担い手育成

(重点施策) 郷土の歴史や文化財に親しむ機会の充実

岡山ゆかりの人物をわかりやすく紹介するガイドブックや文化財めぐりに便利なマップ等の作成、文化財や文化財に関する情報の整理・充実など、子どもや若者が、郷土の歴史や有形・無形の文化財に親しむ機会の充実を図ります。

2 文化が地域の元気を生み出す岡山

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

(重点施策) 古代吉備文化遺産の保存・活用

古代吉備の豊かな文化遺産を体感できるよう、文化遺産の特性や適切な保存に配慮しつつ、積極的な活用を行い、県民が歴史や文化に触れ、親しむ機会を充実します。そのため、県・市町村が連携して、主要な遺跡や建造物等の文化遺産の保存・活用を図ります。

さらに、地域の文化財保護団体との連携によるボランティアの育成・活用など、文化財保護活動の充実を図ります。

(4) 「岡山県文化財保存活用大綱」(令和元年度～)【抜粋】

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

3 文化財の保存・活用に関する課題

(1) 県内文化財の総合的な調査・研究

文化財を単体として指定等により保護していくことに加え、指定の有無に関わらず、文化財の価値を総合的に調査・研究し、関連する文化財と周辺環境を一体として保護していく必要がある。(略)

(5) 新たな用途への活用

文化財保護法の制定（昭和25（1950）年）当初では、「活用」は「公開による活用」を中心的に想定されていたが、文化財を取り巻く近年の議論を踏まえた場合、それにとどまらず、文化財の価値を読み解く人材育成のための教育や地域振興等への活用を図っていくことが求められている。(略)

(6) 分かりやすく効果的な情報発信

近年、文化財が地域振興、観光振興などに資するものとの認識が高まってきており、文化財の果たす役割の拡大が求められているが、地域資源・観光資源としての国内外への発信が必ずしも十分ではなく、文化財の魅力を分かりやすく伝えることができていない。そのため、地域住民はもとより、誰にとっても分かりやすい解説の整備、多言語化、近年急速に発展を遂げているICTの活用等、分かりやすく効果的な情報発信を進める必要がある。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

2 文化財の修理・整備

(1) 県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財

県が保存・活用の責務を持つ文化財については、県内における率先垂範モデルとして、市町村や各種団体との連携を強化する中で、その保存・活用計画の策定を積極的・計画的に進めるなど、所在圏域における地域振興、観光振興の中核としての整備活用に努める。

③史跡名勝天然記念物

<国指定>

○県が所有しているこうもり塚古墳、県が管理団体となっている旧閑谷学校、津島遺跡、備中国分尼寺跡については、今後も適切な維持管理に努めていく。なお、こうもり塚古墳・備中国分尼寺跡については、それぞれ史跡として一体的に保護する必要があるため、史跡周辺の調査を進め、追加指定を目指す。

こうもり塚古墳及び備中国分尼寺跡は、「吉備路風土記の丘」内にあり、県内有数の観光地である「吉備路」の中核でもあることから、周辺の大規模古墳等を含む吉備路全体のさらなる魅力向上を見据え、早期に保存活用計画を策定し、「古代吉備」の豊かな文化遺産を体感できる場として、関係市と協力しながら調査、整備、活用を進める。

3 文化財の活用

(1) 教育

現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、歴史文化を物語る貴重な地域資源として後の世代へ確実に継承されることが重要である。

県内の自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根差した文化財を、学校教育や社会教育を通じて学んだり、文化財を通して体験したり学んだりする活動をする中で、生まれ育った郷土岡山への理解を深め、郷土を大切に思う心や、郷土への愛情や誇りを持つことができるようにしていくことが必要である。(略)

文化財を大切にすることの意義を理解し、受け継いでいくことの大切さを、生涯にわたって学ぶことができるよう、多くの人が分かりやすい文化財紹介の機会を創出するなど工夫しながら、伝統・文化や文化財保護に関する教育普及活動を進め、より多くの県民が郷土の文化財に触れ、学び、親しむ機会の充実に努める。

(2) 人材育成(略)

(3) 地域振興・観光振興

文化財は、地域の誇りであるとともに、地域振興・観光振興に欠かせない貴重な資源でもあることから、地域活性化の核として積極的に活用を進めていく必要がある。そのため、古代から文化の栄えた地、中四国地方の交通の結節点、ものづくり産業、先駆的な教育、農業先進地の本県文化財の特色を踏まえ、文化財の確実な保存を前提としつつ、従来の公開による活用とともに、宿泊施設やユニークベニュー等への利活用を見据え、修理・美装化により観光資源としての質の向上を進めるとともに、後述する情報発信により、文化財やそれを取り巻く地域の魅力も含め広く伝えていく。

(略)令和元(2019)年5月現在、本県では全国第2位となる計6件のストーリーが認定されているが、これらの日本遺産を効果的に活用し、当該地域や構成文化財の認知度向上や、それによる観光誘客の拡大だけでなく、こうした効果が周辺地域や関連する文化財へ波及するよう、市町村と連携しながら取り組む。

(4) 情報発信

文化財保護法では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する

等その文化的活用に努めなければならない。」(第4条第2項)とされている。

活用にあたっては、文化財の魅力が伝わるようにすることが肝要であり、文化財の解説板や案内板等を、文化財自体の説明に留まらず、その背景等を具体的に記述するなど日本語表記の改善を図り、より分かりやすい表記になるよう所有者等へ働きかける必要がある。

また、近年、本県を訪問する外国人旅行者が増えていることから、文化財に関する解説等の多言語化が求められている。(略)

これらに加え、各施設が作成している刊行物等をデジタル化することで情報を統合し、より利用しやすくするとともに、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等のICT技術を活用して、美術工芸品や史跡等の文化財を体感できるような工夫も今後検討する。

第6節 計画の実施

本計画は、令和3年度から実施する。今後の展開については、「第12章 事業計画と経過観察」で示しているが、令和6年度までを短期計画期間、令和10年度までを中期計画期間とする。短期計画期間中は、こうもり塚古墳の調査研究を進め、必要に応じて追加指定を行い必要な整備に繋げる(第4図)。中期計画以降については、短期計画での取組成果や課題を検討し、隣接する史跡備中国分尼寺跡の保存活用計画と連携しながら、史跡こうもり塚古墳の整備・活用を実施していく。事業中は定期的に実施内容をPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れて評価する。なお、社会的諸事情などにより、事業が期間内に終了しない場合は、必要に応じて期間を延長することとする(長期計画期間)。したがって、事業期間中における本計画書の改訂は予定していないが、社会状況の変化や関連する計画の改訂等に応じて適時見直しを図るものとする。

年度	こ う も り 塚 古 墳	
2	策定検討会 保存活用計画策定 地形測量・調査研究 公開活用事業 ・吉備の考古学講座、吉備路ウォーク ・パンフレット刊行	
3	調査指導会 墳丘確認調査・調査研究 公開活用事業 ・吉備の考古学講座、発掘調査現地説明会、吉備路ウォーク ・パンフレット刊行	↑ 短 期 計 画
4	調査指導会 墳丘確認調査・調査研究 発掘調査報告書刊行 公開活用事業 ・発掘調査現地説明会、吉備路ウォーク、こうもり塚古墳シンポジウム	
5	史跡追加指定	
6		↓

第4図 史跡こうもり塚古墳保存活用短期計画

第2章 史跡こうもり塚古墳を取り巻く環境

第1節 岡山県の概況

岡山県は中国地方南東部に位置し、東は近畿圏の兵庫県、西は広島県、北は鳥取県と接し、南は瀬戸内海を挟んで香川県と接する。「晴れの国おかやま」の愛称で親しまれているように、日本で一番晴れた日（降水量1mm未満の日数）が多い県である。

総面積は7,114.33km²であり、国土面積の約1.9%、全国第17位である。人口は1,881,315人（令和2年12月1日岡山県毎月流動人口調査）であり、数年来から減少傾向にある。このうち岡山市と倉敷市の2市に約120万人が居住し、県人口の約63%が集中している。こうもり塚古墳が所在する総社市の人口は約7万人であり、県内では津山市に次ぐ第4位となる。

近畿と九州北部を結ぶ陸路と海路は、古くから国内外に繋がる重要な東西交通路であり、岡山県はその中間地点に位置する。現在も瀬戸大橋を含む高速道路網や鉄道網、さらには空路等が整備され、交通の結節点として位置付けられる。

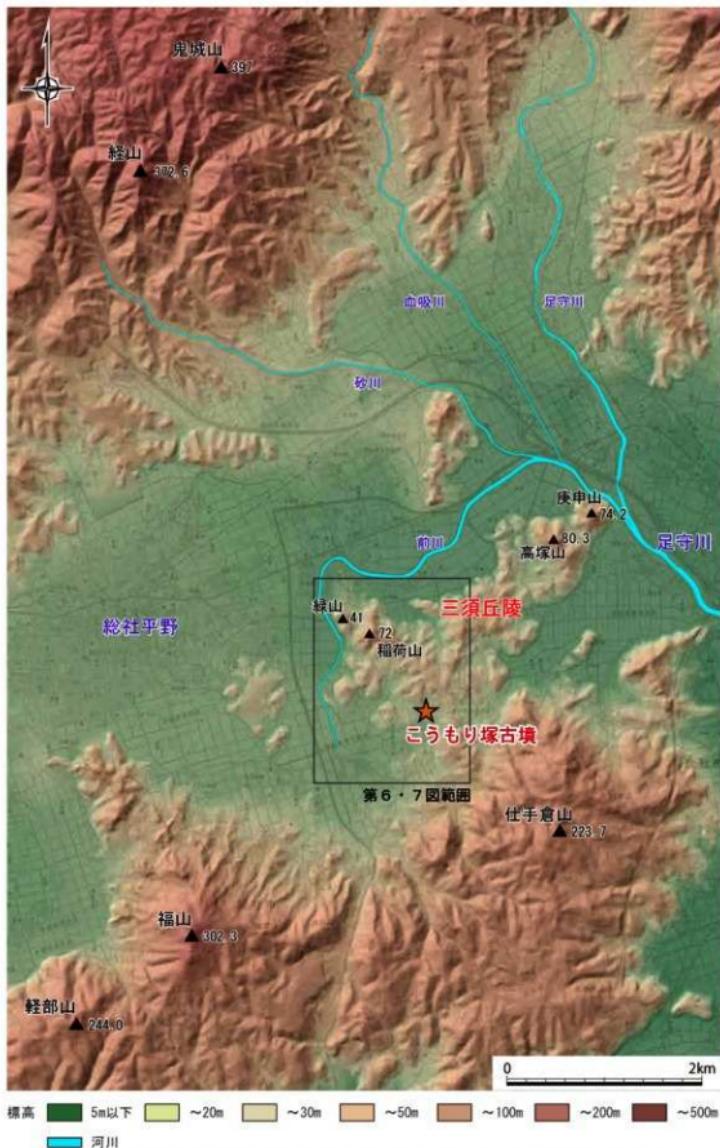
岡山県の多様で特色ある歴史文化は、次節以降で記す地域ごとの特有な自然環境と社会環境の中で、それに適応しながら、人々が生活し、各種産業を興し、地域間交流を重ね、育まれてきた。

第2節 自然環境

1 地形・地質

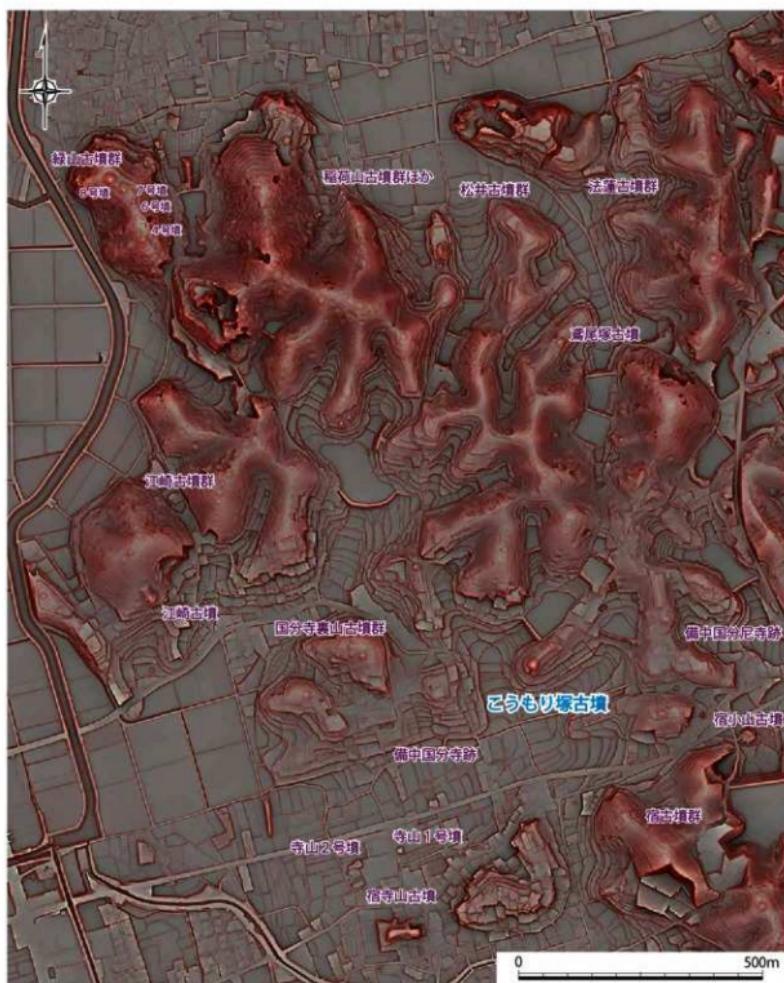
県北部には鳥取県との分水界である標高1,000～1,300mほどの中国山地が展開し、その南側には標高300～600mほどの吉備高原が広く分布する。さらに、南の瀬戸内海沿岸域には標高100～200mの小丘陵地と沖積地が広がっている。このように、岡山県は県北部から南部にかけて階段状に標高が低くなる地形変化を示す。中国山地に端を発する主要3大河川である高梁川、旭川、吉井川は、県内を南流して広大な平野を形成し、瀬戸内海に注いでいる。

史跡こうもり塚古墳は、県南部にある総社平野の東に広がる三須丘陵に位置する（第5～8図）。総社平野の北側には経山や鬼城山など標高300～400m級の比較的急峻な山塊が横たわり、吉備高原の南縁となる。一方、平野の南部は福山や仕手倉山など標高200～300m程度の山塊が広がる。これらの山塊の大半は白亜紀の花崗岩とその風化土からなっている。以上の山塊と丘陵に挟まれた総社平野は総社市井尻野近辺で分岐していた高梁川の東分流と足守川の沖積作用により形成されたもので、その範囲は東西約8km、南北約5kmに及ぶ。三須丘陵は、総社平野の南側の仕手倉山を含む山塊の北側に位置する独立低丘陵である。近隣の山塊と同様に花崗岩とその風化土からなっているが、丘陵中央部には閃緑岩も分布している。北東端に位置する庚申山から西端の緑山までの東西約3km、南北約2.5kmの規模をもつ。全体に谷の出入りの多い傾斜の緩やかな丘陵であり、高塚山、桶荷山などの複数の丘を連ねる。最高所は高塚山で標高80.3m、庚申山の頂は74.2mを測る。史跡こうもり塚古墳は、三須丘陵南西の南西方向に延びる舌状の低い尾根上に位置している。

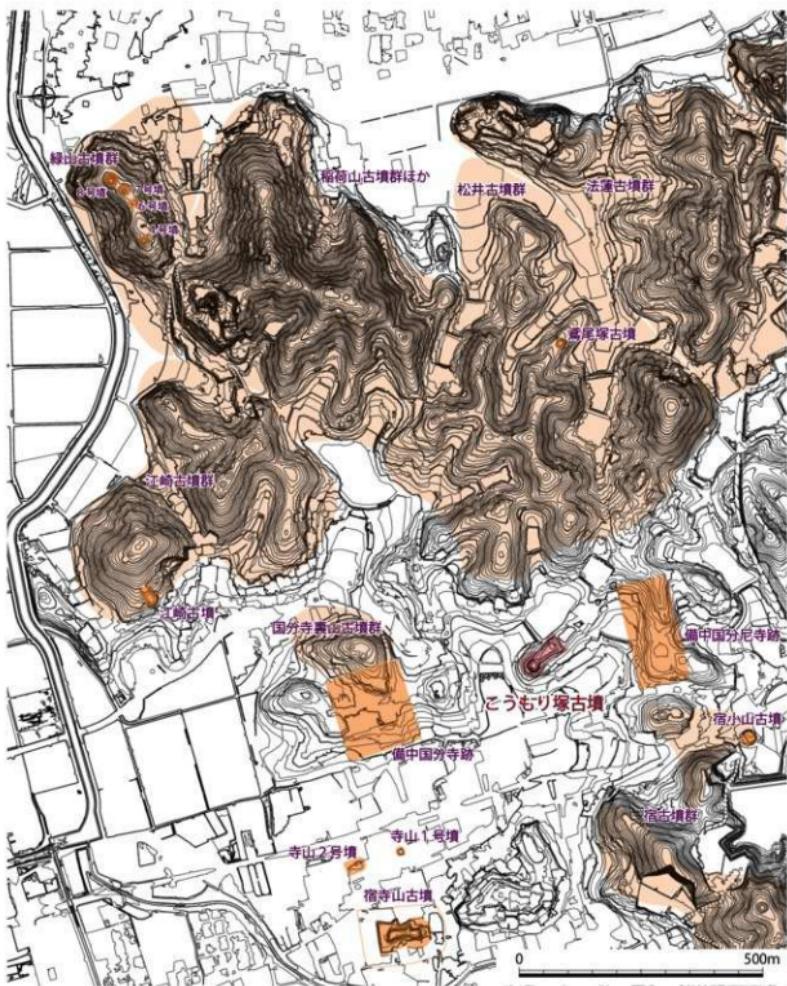


この地図は、国土地理院発行の基盤地図情報数値標高モデル（10m）を使用し、岡山県古代古墳文化財センターが作成したものである。

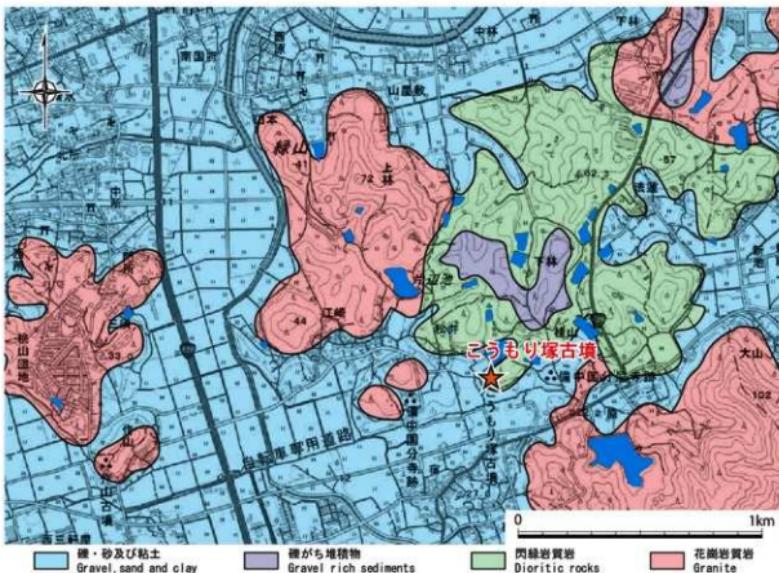
第5図 周辺地形図（1/50,000）



第6図 周辺地形図（1/10,000） 航空レーザ計測による赤色立体地図



第7図 周辺地形図（1/10,000）航空レーザ計測による等高線図。色塗りは周知の古墳等の範囲

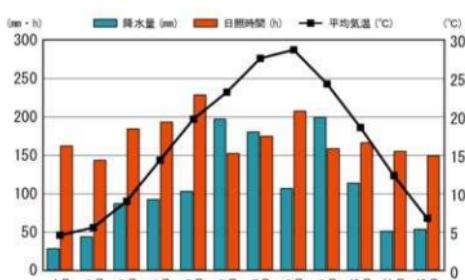


第8図 周辺地質図（1/20,000）

2 気象

岡山県は、瀬戸内海に浮かぶ島々と平野部からなる瀬戸内側、吉備高原を中心とした内陸部、中国山地の三つに大別される。当該地は瀬戸内側に位置し、大きくは温暖湿潤気候型に属する。北に中国山地、南に四国山地があり、季節風が山地を越え乾いた風となって瀬戸内側に流れ込むため、年間を通じて晴天が多く降水量も少ないという特徴がある（第9図）。年間降水量は1,000mm程度であることから、「晴れの国おかやま」の愛称で親しまれており、日本で一番晴れの日（降水量1mm未満の日数）が多い県として有名である。

2010～2019年の平均



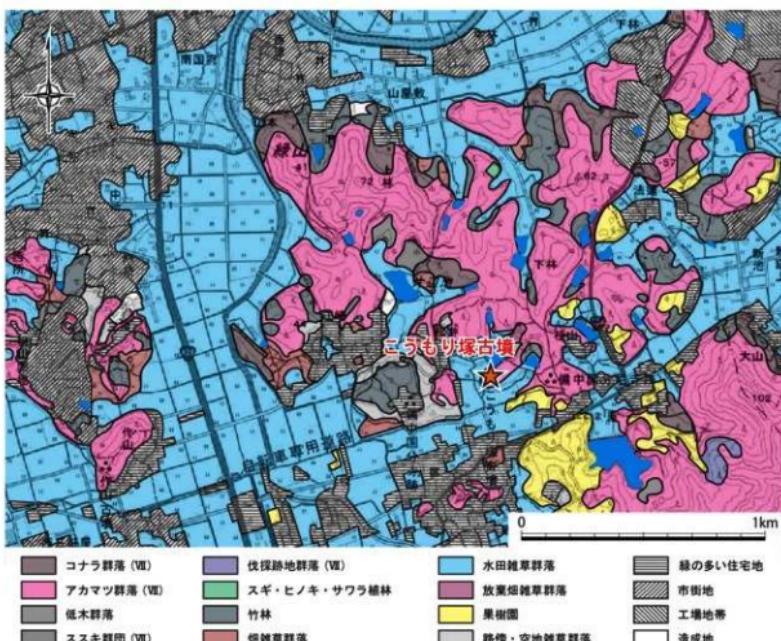
第9図 気象の状況（気象庁HPから作成）

3 植生

総社市域の山林はほとんどがアカマツ林で、一部にコナラ等の雑木林が広がっている。こうもり塚古墳及びその周辺の植生も同様で、水田や畑地を除外するとアカマツが主林木である。ただ、一部に果樹園として利用されている箇所があるほか、こうもり塚古墳東側にはススキの群生が見られる。また、隣接する史跡備中国分寺跡の北側は竹林で覆われている（第10図）。

史跡こうもり塚古墳の指定地内には、アカマツの植生が見られるものの、近年、マツ枯れによる伐木整理が進み、マツの本数は少なくなっている。代わってアベマキ、アラカシなどの広葉樹が前方部を中心繁茂している状況である。

こうもり塚古墳の周辺は、かつて水田や畑地、果樹園が広がっていたが、現在は耕作されておらず、公有地は草地として管理されている。春期にはレンゲが花をつけ、季節の風物詩となっている。古墳の周辺は、昭和40～50年代にかけて実施された環境整備事業等に伴い植栽が盛んに行われ、アカマツ、ヒノキのはかにクロガネモチ、ヤマザクラ、ウメ、ミカン、ツバキ、クリ、ソメイヨシノなどの樹木を植栽している。こうもり塚古墳及び周辺の植生はこの時期を中心に整備されたものであるが、次第に遷移している。



この地図は、1/25,000 植生図「総社東部」「倉敷」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、岡山県古代吉備文化財センターが作成・加工したものである（<https://www.biodic.go.jp/>）。

第10図 周辺植生図（1/20,000）

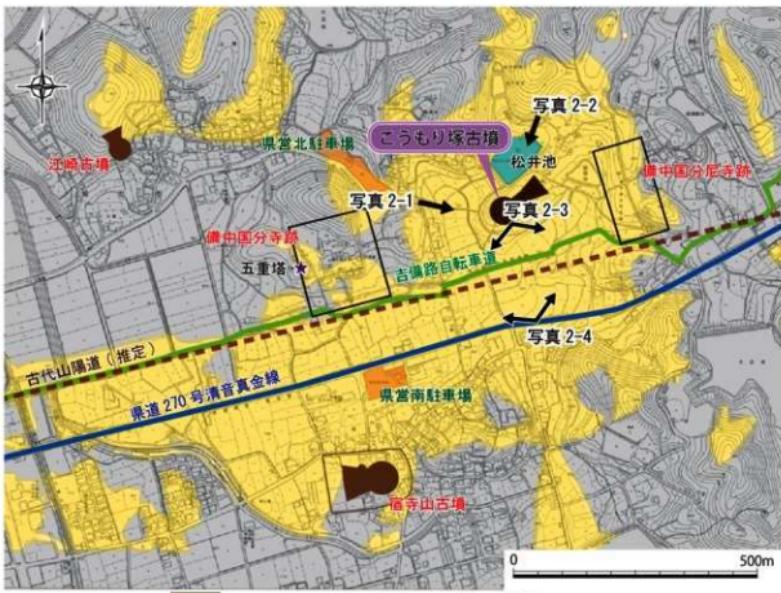
4 景観

こうもり塚古墳の周辺は吉備路風土記の丘県立自然公園の特別地域に指定され、景観保全について一定の規制が設けられている。こうもり塚古墳の周辺にはアカマツ林を中心とした針葉樹と広葉樹の混合林が、山麓や低地には草地や田畠、果樹園が広がっている。

こうもり塚古墳は背後の丘陵から南西方向に張り出した低い尾根上にあるため、周辺の谷部や向かい合う丘陵から眺望できる（写真2-1）。例えば、古墳西側の丘陵東斜面からは古墳のある尾根の先端が見渡せる（写真2-1）。古墳は丘陵の上半部に築造されているが、丘陵全体が古墳と一体化して見えるため、実際の墳丘規模以上の大きさを感じさせる。また、古墳の北側には後世に造られたため池（松井池）があるが、その畔からは古墳全体が望める上に、水面に映える墳丘は美しい景観を呈している（写真2-2）。

一方で、こうもり塚古墳の北側には谷を挟んで小高い丘陵が、東西には備中国分寺跡あるいは備中國分尼寺跡の位置する低丘陵が広がっているため、古墳からの眺望は主に南側に限られる（写真2-3）。古墳の立地には当時の人々の古墳に対する思想が反映されていると考えられており、このようなこうもり塚古墳の立地や景観は保護すべき重要な要素である。

こうもり塚古墳から南側には墳頂と約15mの比高差をもって東西に走る吉備路自転車道があり、さ



こうもり塚古墳の墳頂から見通せる範囲

眺望範囲の作成には国土地理院の標高メッシュ（5 m）を用いた。実際の眺望範囲は建物・樹木等でこれより狭まる。
写真番号と矢印は写真2の撮影箇所と方向を示す。

第11図 周辺の景観（1/10,000）



1 西側丘陵からの景観（西から）



2 松井池からの景観（北東から）



3 こうもり塚古墳の墳頂からの景観（北から）



4 こうもり塚古墳の南側からの景観（南から）

写真2 周辺の景観

らに南には、県道270号清音真金線が通る。この自転車道と重複するように古代の主要幹道である古代山陽道が走っていると推定されている。古代山陽道の起源については諸説あるが、古墳時代後期の古墳の中に主要幹道からの眺望を意識して築造されたと考えられる古墳もみられることから、こうもり塚古墳もこのように幹道からの景観を強く意識して造られた可能性がある。ゆえに、こうもり塚古墳を南側から眺める視点場は当時の景観を復元する上で重要である（写真2～4）。

なお、吉備路風土記の丘県立自然公園では、歴史的な景観として国指定重要文化財である備中國分寺五重塔を遠望する景観が重視されている。この五重塔とこうもり塚古墳は地形上、かろうじて見通せる関係にあるが、実際は樹木等の影響で互いを見通すことはできない。

第3節 歴史環境

1 こうもり塚古墳周辺の歴史

(1) 旧石器・縄文時代（～紀元前8世紀）

総社平野に生きた人々の足跡は旧石器時代に遡り、浅尾遺跡などでナイフ形石器が採集されている。続く縄文時代前半の資料としては、押型文土器が長良山遺跡や真壁遺跡から出土しているが、いずれも出土量は僅かである。総社平野での人々の活動が活発化するのは縄文時代後晩期からであり、新たに形成された沖積地を中心に、南溝手遺跡や崖木遺跡など遺跡数が増加する。南溝手遺跡では軋痕のついた縄文土器が発見され、日本列島における稻作の開始を考える上で重要な資料になっている。また、崖木遺跡では朝鮮半島の影響を受けた丹塗磨研土器が出土しており、稻作の導入期にこうした遠隔地との交流を示す遺物がみられる。

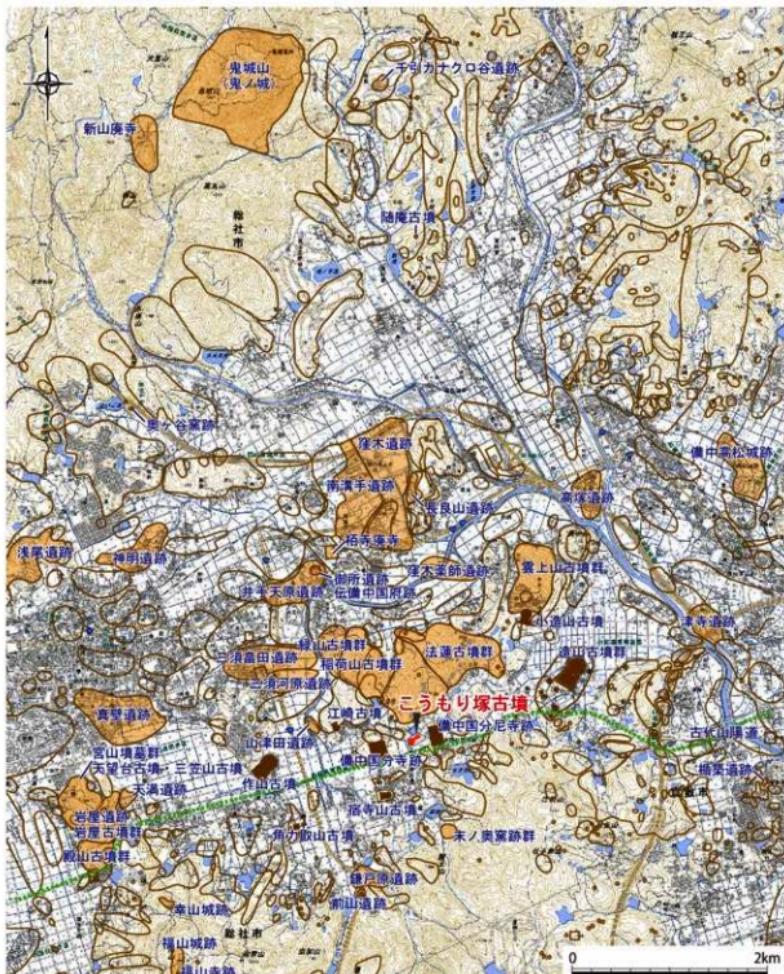
(2) 弥生時代（紀元前7世紀～紀元3世紀）

弥生時代前期から中期前半の遺跡として、真壁遺跡、崖木遺跡、南溝手遺跡、山津田遺跡、鎌戸原遺跡がある。続く中期後半から後期になると遺跡数が増加するとともに、集落の規模も拡大し、拠点的な集落形成が進む。前述の南溝手遺跡でこの時期の集落が知られるほか、三須畠田遺跡や天満遺跡ではこの時期から集落形成が始まっており、真壁遺跡なども遺構数が急増する。また、高塚遺跡や神明遺跡では銅鐸が埋納された状態で発見されており、集落の指導者による祭祀行為が行われていたことが想定される。こうした集落規模の拡大に合わせるように、丘陵上で墳墓が形成され始め、前山遺跡、岩屋遺跡で集団墓が営まれる。樋築遺跡は墳長約80mに復元される大型の墳丘墓で、全国でも最大級の規模をもつ。ここで使用された特殊器台と呼ばれる土器を用いた埋葬儀礼は、宮山塚原群など吉備南部を中心に継承されていく。この岡山県南部で創出された特殊器台を伴う祭祀は、次の古墳時代の前方後円墳を中心とする墓制の成立に大きな影響を与えたと考えられている。

(3) 古墳時代（3世紀～7世紀前半）

こうもり塚古墳の周辺には数多くの古墳が分布している。前期の古墳としては三輪山丘陵において、天望台古墳や三笠山古墳などの前方後円墳が知られている。これらは墳長40～60mを測り、前期の前方後円墳としては中型の部類に属する。これらの前方後円墳の近辺には殿山古墳群・岩屋古墳群など古墳時代前期の小古墳群が展開している。一方、この時期の集落としては井手天原遺跡や真壁遺跡、崖木薬師遺跡が知られているが、足守川流域の津寺遺跡では大規模な集落も出現している。

その後、古墳時代中期になると造山古墳に統いて作山古墳という吉備を代表する巨大な前方後円墳が出現する。また、小造山古墳や宿寺古墳など墳長100mを超す大型の前方後円墳が相次いで築かれる。この時期には三須丘陵上でも法蓮古墳群や雲上山古墳群など、木棺直葬や箱式石棺を埋葬施設とする小規模な古墳群が展開するようになる。造山古墳の築造された古墳時代中期前半の集落としては高塚遺跡や崖木薬師遺跡が知られている。高塚遺跡では陶質土器・初期須恵器が出土しており、こうもり塚古墳に近い崖木薬師遺跡では、鉄製品の素材と考えられている鐵鋌が発見され、鍛冶集落と評価されている。また、総社平野北部の山裾にある奥ヶ谷窯跡は、この時期の初期須恵器窯として知られ、隨庵古墳では鍛冶道具も出土している。中期にはこのように大陸から新しい技術や文化が盛んに導入されていたことが分かる。



第12図 こうもり塚古墳の位置と周辺遺跡（埋蔵文化財包蔵地）（1/50,000）

古墳時代後期に入ると総社平野での前方後円墳の築造は少なくなる。後期後半になるとこの地域では吉備三大巨石墳の一つとして知られるこうもり塚古墳と、それに続く江崎古墳の2基の前方後円墳が築かれるが、これらを最後に前方後円墳の築造は終了する。一方、周辺の三須丘陵では緑山古墳群など横穴式石室の本格的な採用がみられ、多数の横穴式石室が築造されている。この地域における横穴式石室は特に規模の大きいものが多く、岡山県内だけでなく全国的にも注目されている。

この時期になると、吉備では主に鉄鉱石を原料とした製鉄が開始され、須恵器生産など窯業も本格化する。総社市内には、日本で最古級の製鉄遺跡である千引カナクロ谷遺跡のほかに数多くの製鉄遺跡が分布する。また、窯跡についても、こうもり塚古墳の近くの末ノ奥窯跡群が7世紀前半から操業しており、ここで生産された瓦は奈良県平吉遺跡へ運ばれている。

(4) 古代（7世紀後半～12世紀）

7世紀後半には、賀陽氏の氏寺と推定されている柏寺廃寺が創建され、現在も塔心礎が残る。また、同じ頃、『日本書紀』などの文献に記載はされていないが、古代山城の一つである鬼城山（鬼ノ城）^{きのじょう}が築かれたと考えられる。約30haという広大な城で、現在、西門が復元されているほか、城門や城壁が良好に残存している。

律令制下において、備中国は9郡を置く上国であった。備中国府の所在地については議論があるが、『和名抄』の記述によると賀陽郡に所在していたようである。こうもり塚古墳一帯は、備中國窪屋郡美青（三須）郷に含まれていて、窪屋郡衙は「郡殿」の墨書き土器が出土したことから三須河原遺跡に比定されている。また、こうもり塚古墳の南側には古代山陽道が東西に通っていたと推定され、備中国分寺、国分尼寺もその沿道に建立されている。

平安時代には、備中国府の一画を占める御所遺跡において、大溝で囲まれた方形居館や特殊な構造をもつ井戸が営まれている。また、福山山塊で福山寺や安養寺、鬼城山（鬼ノ城）に隣接して新山寺などの山上寺院が建立されている。平安時代末期の源平の争乱では、平氏を追って備前国に入った源義仲を、備中の武将である妹尾兼康が迎え撃ったが敗れ、備中国板倉で討ち死にしている。

(5) 中世（13世紀～16世紀）

備中国には、源平の争乱に際し平氏に加担する武士が多かったため、争乱後、鎌倉幕府は御家人の中でも特に有力な武将を備中国守護に任命し治安維持にあてた。また、東大寺復興のため備前国に赴いた重源は備中国にも関与し、備中別所（新山寺）の浄土堂を修理復興している。重源は仏教の布教に努めるかたわら、土木事業を行い平争乱後の復興にも貢献した。備中国の鎌倉時代の様相を現在に伝えるものとして「備中国賀陽郡服部郷図」がある。総社市長良・窪木付近に所在した服部郷の土地所有を条里によって記載した郷図で、図面に示されているように、この時期に土地所有関係の整理・統合が進んだものとみられる。

南北朝時代には福山城を巡る攻防戦により、福山寺や備中国分寺が焼燬に帰したと伝わる。室町時代に備中守護となったのは幕府の管領を務めた細川氏であるが、高梁川以東の經營に当たっていたのは幸山城に居を構える守護代石川氏であった。応仁の乱を契機に細川氏の勢力が弱まると、石川氏は新たに台頭した備中松山城の三村氏の傘下となつた。しかし、三村氏は宇喜多氏との抗争に敗れてその勢力を失い、備中に進出した毛利氏により滅ぼされる。その後、備中高松城を巡る攻防が織田（羽柴）氏優勢に終わり、結果として総社平野は羽柴（豊臣）氏にくみした宇喜多氏の支配するところとなつた。

(6) 近世・近現代（17世紀～）

関ヶ原の戦いを経て、宇喜多氏・毛利氏の除封の後、総社平野は岡山藩・備中松山藩・足守藩・岡田藩・浅尾藩・旗本領に細かく分割された。こうもり塚古墳の所在する上林村も、宇喜多氏の支配のうち、はじめ浅尾藩、後に旗本領を経て再び浅尾藩に編入された。

備中国分寺は、中世には廢れていたが、江戸時代中期の享保年間に懇持院住職増銭によって再興

された。その後およそ1世紀を経て、20年余の年月をかけて五重塔が建立された。

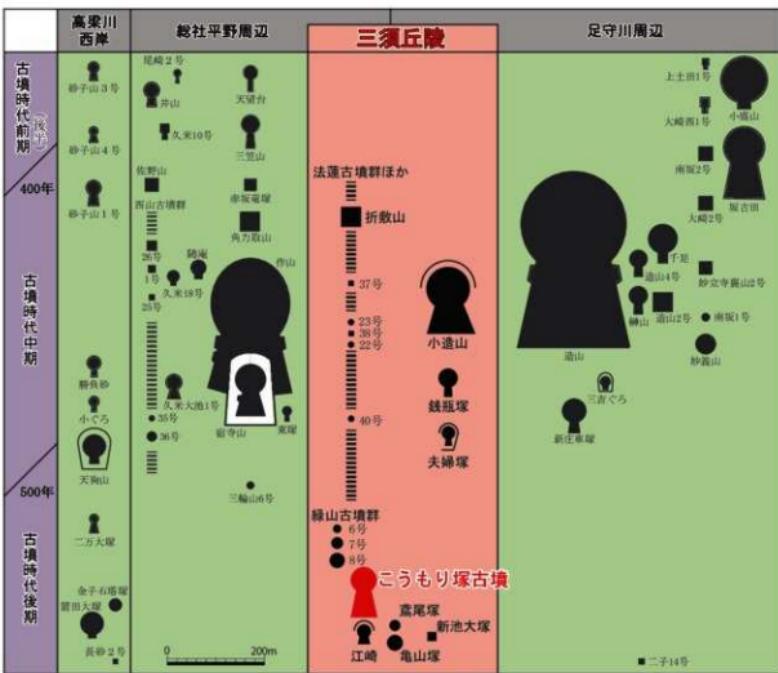
廃藩置県とその後の行政区域の整理統合を経て、明治8年（1875）には現在の岡山県が成立し、あわせてこうもり塚古墳の所在する上林付近は岡山県窟屋郡三須村となった。こうもり塚古墳が含まれる三須丘陵は、この丘陵が三須村の領域に存在したことに由来する。明治33年には郡の再編に伴い都窪郡に属することになった。さらに昭和29年には吉備郡總社町と合併し、同年、現在の總社市へと編入された。現在、こうもり塚古墳近辺は吉備路風土記の丘県立自然公園の一部となり、県内外から多くの観光客を受け入れる観光拠点となっている。

2 本計画と関連の深い周辺の遺跡

こうもり塚古墳と関連の深い三須丘陵の古墳、特に横穴式石室をもつ古墳群については、一体的に活用すべきであるので触れておく。また、今後、整備・活用を図るべき史跡備中國分寺跡や史跡備中國分尼寺跡、さらに将来取扱いを検討すべき古代山陽道についても述べる。

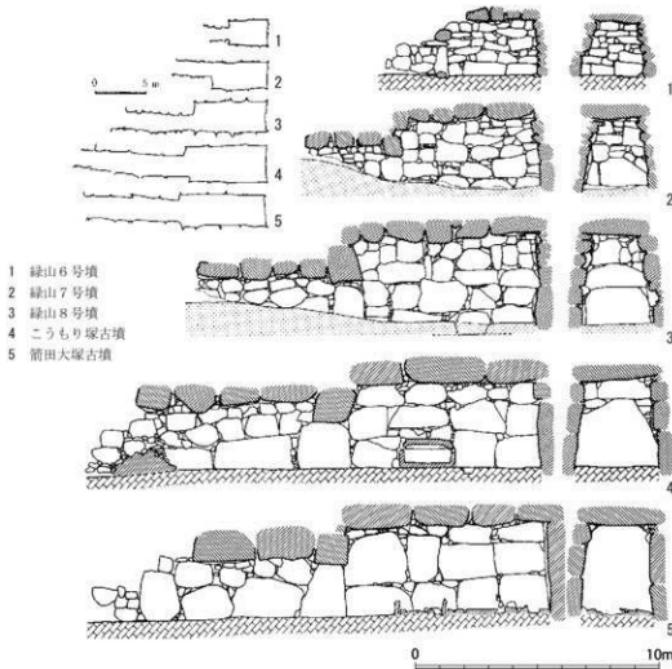
（1）三須丘陵の古墳

三須丘陵は總社平野の南東に位置する東西約3km、南北約2.5kmの独立丘陵である。丘陵上には弥



図は松木武彦2006を基に近年の調査成果を取り入れ作成しているが、中には墳形や帰属年代について不明なものが含まれている。

第13図 こうもり塚古墳周辺の古墳の変遷



第14図 関連する横穴式石室 (1/200・1/500) (近藤義郎編1987を基に一部改変)

左上は石室平面図、右は奥壁、中央は石室側壁

生時代の集落や墳墓のほか、墳長146mの小造山古墳をはじめとする首長墓や群集墳など約350基の古墳が知られている（第13図）。

古墳時代中期の古墳については、主に丘陵東側で工業団地造成に伴う発掘調査事例があり、法蓮古墳群では、径20mほどの円墳や方墳が発見されている。古墳の中には初期須恵器を伴うものがあり、渡来人の活動の痕跡をうかがうことができる。また、県内最大級の方墳である折敷山古墳^{おしきやま}も存在する。この三須丘陵は県内最大の古墳である造山古墳に隣接していて、吉備中枢における古墳文化を考える上で不可欠な地域である。

古墳時代後期になると県内では前方後円墳の数自体が少なくなるが、この時期において県内最大の前方後円墳で、かつ、最大の横穴式石室をもつこうもり塚古墳がこの地に築かれていることは重要である。この時期、三須丘陵には、特に緑山古墳群、桶荷山古墳群などの古墳群が形成され、龜山塚古墳（石室全長17.8m）、翁塚古墳（同15.5m）、緑山8号墳（同15.1m）、江崎古墳（同13.8m）、鷦尾塚古墳（同12.5m）、緑山4号墳（同11.4m）など県内でも最大級の横穴式石室墳が含まれる（第14図）。調査された古墳は多くないが、こうもり塚古墳、江崎古墳、緑山6・17号墳で調査事例がある。こうもり塚古墳では単頭環状大刀が、江崎古墳では金銅装の武器や馬具、緑山17号墳では柄頭

ぎんぞうがん れんげ もん
に銀象嵌の蓮華文を飾る大刀が出土している。

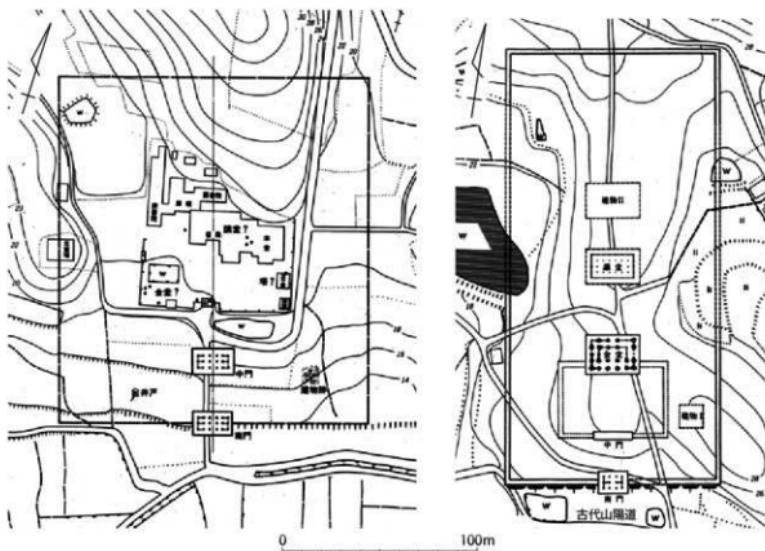
(2) 備中國分寺跡

天平13年（741）の聖武天皇の勅願により建立された寺院で、こうもり塚古墳の西約250mにある。昭和46年に岡山県教育委員会により発掘調査が行われた。基底部幅約1.2mの築地によって画された寺域は、東西160m、南北178mと推定される（第15図）。南辺に開く南門跡には礎石3個が残り、桁行5間（14.8m）、梁間2間（5.9m）の建物であることが判明した。基壇には東西に拡張した痕跡が認められ、当初は桁行3間、梁間2間の規模であったものと思われる。南門の北側にある中門は、東西21.6m、南北13.2mの基壇上に、桁行5間（15.5m）、梁間2間（5.9m）と南門を上回る規模の建物が想定されている。金堂や塔、講堂などの位置は不明であるが、背後に丘陵が迫って南北に狭く東西に広い境内の様子から、中門の奥に塔と金堂を東西に並べ、さらにその奥に講堂を配した法起寺式の伽藍であった可能性が高い。

出土した須恵器、土師器、縁釉陶器、白磁、鉄釘のほか、軒丸瓦（8型式）・軒平瓦（8型式）・鬼瓦・鶴尾を含む多量の瓦などから、平安時代以降、急速に衰退したものと思われる。

(3) 備中國分尼寺跡

こうもり塚古墳の東約150mにある低丘陵上に位置する。寺域は土手状に遺存する築地や地形改变の痕跡から、東西108m、南北216mと推定される（第15図）。南辺に開く南門は、現存する3個の礎石から桁行3間、梁間2間の規模が想定されている。南門の北側に広がる一段高い平坦地には、中門や回廊が想定されているものの詳細は明らかでない。この平坦地の奥まった位置にある金堂には、



第15図 備中國分寺跡（左）と備中國分尼寺跡（右）の平面図（1/2,500）
(総社市史編さん委員会1987を基に一部改変)

径70cmの円柱座に地覆座を加えた礎石が良好に残り、その配置から桁行5間（20.8m）、梁間4間（13.1m）の建物が復元される。金堂の北側には出柄式の礎石2個が残り、桁行7間、梁間4間の講堂が推定されている。さらに、その北にも建物の存在が推測されているが、規模や性格については明らかでない。このほか寺域の南東隅に自然石を礎石とする小規模な建物が確認されている。

これまでに知られる軒瓦の組み合わせは、備中国分寺の創建瓦とみられる1型式しかなく、比較的早く廃れたものと考えられている。

（4）古代山陽道

京と大宰府を結ぶ山陽道は七道の中でも特に重視され、大路に位置付けられている。備中国分尼寺跡の前面で確認された幅6mの古道は、この古代山陽道に当たるものと考えられ、こうもり塚古墳の南を東西に走る自転車道あたりを通過すると推定されている。

参考文献

- 岡山県史編纂委員会 1986 「岡山県史」第18巻 考古資料 岡山県
- 近藤義郎編 1987 「岡山県総社市緑山古墳群」 総社市文化振興財団
- 総社市史編さん委員会編 1987 「総社市史 考古資料編」 総社市
- 総社市史編さん委員会編 1998 「総社市史 通史編」 総社市
- 総社市教育委員会 2019 「総社市埋蔵文化財調査年報28（平成29年度）」
- 高橋護・葛原克人・松本和男 1991 「備中」「新修国分寺の研究」第4巻 吉川弘文館
- 松木武彦 2006 「吉備地域における古墳築造パターンの変化」「畿内弥生社会像の再検討」「雄略朝」期と吉備地城・古代山陽道をめぐる諸問題」考古学研究会例会シンポジウム記録5 考古学研究会

第4節 社会環境

1 交通体系

こうもり塚古墳周辺の公共交通として、吉備路風土記の丘の東から北を廻るようにJR桃太郎線（吉備線）が岡山駅と総社駅を繋いでおり、1時間に1～2便が運行されている。こうもり塚古墳の最寄り駅はJR服部駅で、JR岡山駅からの所要時間は30分、JR総社駅からは10分である。こうもり塚古墳は、JR服部駅から道のりで約3.6kmの位置にある（第16図）。また、国道180号を岡山駅発着の路線バスが運行するが、1日3～4便と少なく、最寄りの停留所「天原」からこうもり塚古墳までの道のりは約2.7kmである。そのほか、予約制で乗り合い方式の循環バス（総社市新生活交通「雪舟くん」）が運行しているが、市民のみの利用となっている。

道路網としては、山陽自動車道とこれから分岐する岡山自動車道が当該地の東から北にかけて巡っている。こうもり塚古墳の位置する吉備路風土記の丘は、関西及び九州方面を繋ぐ山陽自動車道と、岡山県北及び山陰地方を繋ぐ岡山自動車道、さらに、四国に繋がる瀬戸中央自動車道と交通の結節点に位置している。こうもり塚古墳の最寄りのインターチェンジ（IC）は岡山総社ICでこうもり塚古墳まで約4kmの道のりであるが、山陽自動車道の倉敷ICも道のり約5.6kmと近く利用可能である。こうもり塚古墳付近までの車でのアクセスはよく、西は国道429号、東は国道180号、そして南には東西に県道270号清音真金線が走っている。こうもり塚古墳の近辺には県営観光駐車場が2箇所で整備



第16図 道路交通網図（1/50,000）

されており、無料で利用できる。各駐車場からこうもり塚古墳まで徒歩5～10分である。

そのほか、総社市役所から岡山県総合グラウンドまでの約22kmの区間には、県民の心身の健全な発達に資することを目的に吉備路自転車道が整備され、サイクリングやウォーキングに活用されており、一部の区間がこうもり塚古墳の南側を通る。

2 土地利用

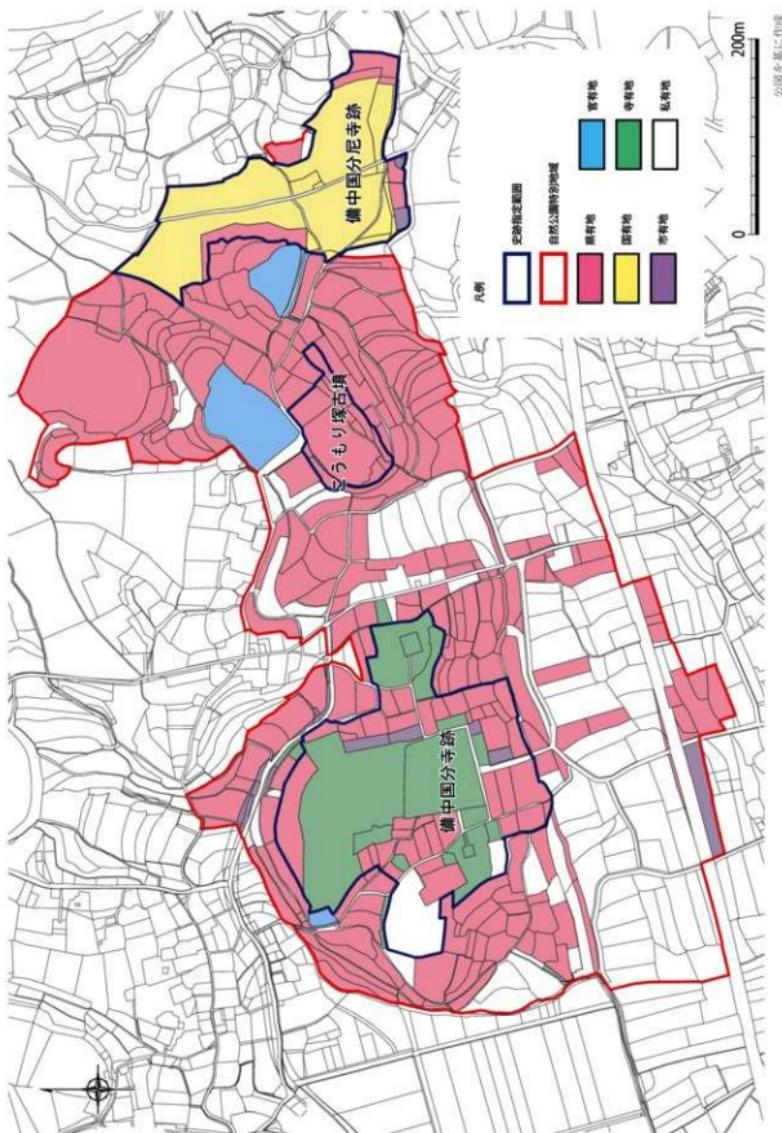
こうもり塚古墳の所在する地域の土地利用状況を地図で示したものが第17図、特別地域内の土地所有状況を示したものが第18図である。これによると、こうもり塚古墳の墳丘は山林、墳丘周辺は畑として利用されていたことが分かる。こうもり塚古墳の所在する低丘陵の両側には谷が入っており、その谷を堰き止めて松井池などのため池が散在する。こうもり塚古墳の周辺には備中国分寺跡から備中國分尼寺跡にかけて田畠が広がっているが、そのうち、公有地については地目が田畠であっても、現在は耕作されておらず、草地として管理されている。古墳の北の丘陵には山林が広がるが、麓には宅地や畠が広がる。

備中国分寺跡は現在も寺院として利用されており、境内地（宅地）や畠、山林が広がる。寺院周辺には畠が広がるが大部分は公有地である。公有化された土地は現在耕作されておらず、草地や芝地となっている。一方、備中國分尼寺跡は大部分が山林で国有地となっている。

吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域の周辺では、備中國分寺跡の北側に宅地が広がり、住宅の中に小規模な畠が点在する。こうもり塚古墳の南側は、県道270号清音真金線までは主に田が広がるが、同県道沿いには駐車場や観光施設などが設けられている。さらに南に集落が広がっているが、このあたりは近世山陽道の道沿いにあたり、今も一部に古い町並みを残している。



第17図 土地利用状況（1/7,000）



第18図 吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域の土地所有状況（1/5,000）

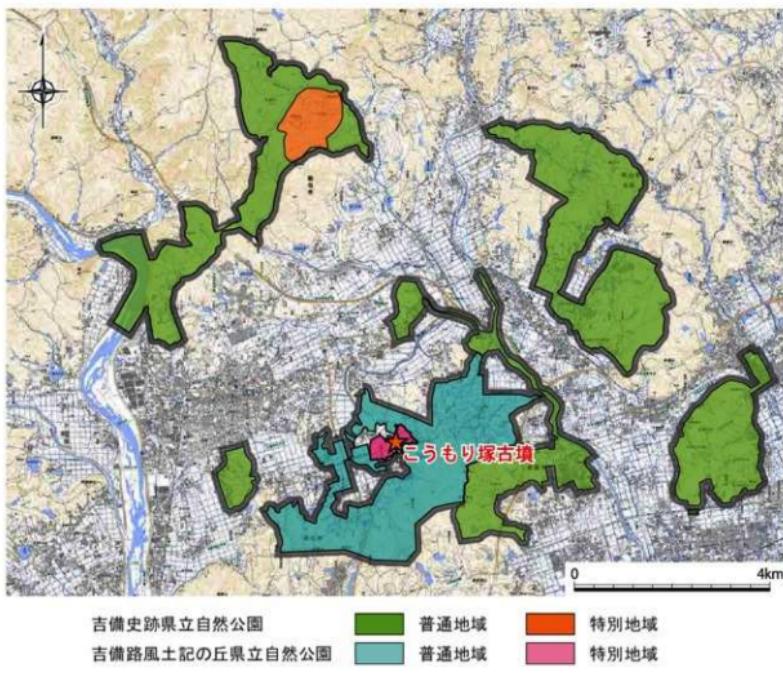
3 県立自然公園

県立自然公園とは、ある一定の開発行為を規制することによって、優れた自然の風景地を保護するとともに、県民の自然とのふれあいを促進することを目的に、自然公園法に基づき条例によって指定された地域のことである。岡山県では、昭和40年に岡山県立自然公園条例が制定され、以後、後述する吉備史跡県立自然公園、吉備路風土記の丘県立自然公園を含む7地域が指定されている。

自然公園には、公園地域とその景観の優秀性や自然公園を保持する度合いによって、「特別地域」及び「普通地域」に区分され、開発行為を含む現状変更行為に対する規制に強弱が付けられている。自然公園では、公園の利用を増進するため、自然公園にふさわしい利用施設（歩道、休憩所、駐車場等）の整備が進められている。

(1) 吉備史跡県立自然公園

岡山市、倉敷市及び総社市に広がり、いわゆる吉備高原の南端部に位置し、古墳を中心とする埋蔵文化財をはじめ、吉備津神社、吉備津彦神社、備中高松城跡、鬼城山、岩屋寺、宝福寺などの歴史的に優れた郷土景観を残すとして、昭和41年に指定された。昭和53年には、吉備中山の南部地域を編入し、平成18年には、鬼城山の一帯を特別地域に指定した（第19図）。現在、特別地域129.5ha、普通地域2,394.75ha、計2,524.25haが指定されている。

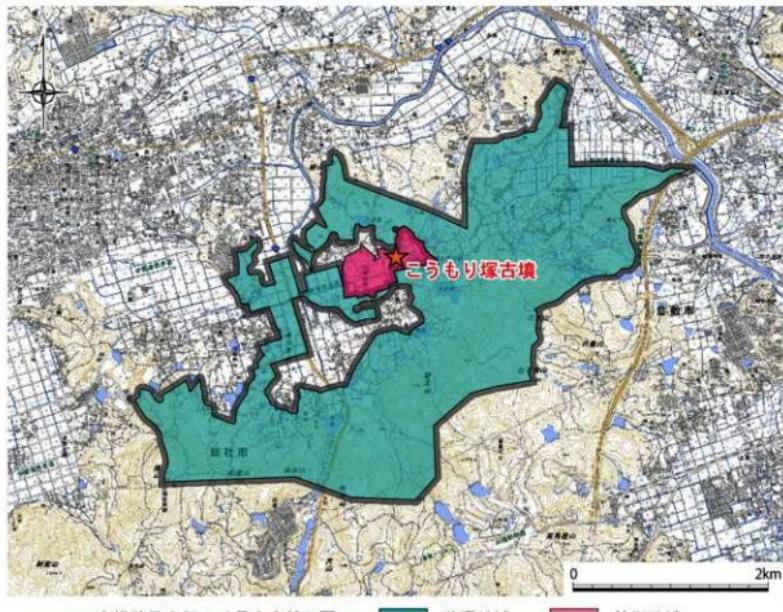


(2) 吉備路風土記の丘県立自然公園

岡山市と総社市にまたがり、こうもり塚古墳、備中国分寺跡、備中国分尼寺跡、造山古墳、作山古墳など岡山県を代表する文化財が集積する地域を中心に指定された自然公園で、アカマツ林の多い丘陵を背景とした田園風景の中に備中国分寺五重塔がそびえる景観が有名である。昭和45年に県政100年記念事業として「吉備路風土記の丘」を建設することが決定され、同年12月に吉備路風土記の丘県立自然公園条例が公布された。昭和47年1月には自然公園の区域指定がなされ、同年8月にはこうもり塚古墳、備中国分寺跡や備中国分尼寺跡を含む地域が特別地域に指定されている（第20図）。以来、環境整備事業等として、歴史的建造物や史跡の保存、園路や園地の整備が行われ、昭和51年には岡山県立吉備路郷土館（現在の総社吉備路文化館）が開館した。当初は他の自然公園と異なり、独立した条例（吉備路風土記の丘県立自然公園条例）の基に管理されていたが、この条例が昭和57年に廃止されたことに伴い、岡山県立自然公園条例の適用を受けることになった。現在、特別地域33.4ha、普通地域854.1ha、計887.5haが指定されている。

4 観光資源

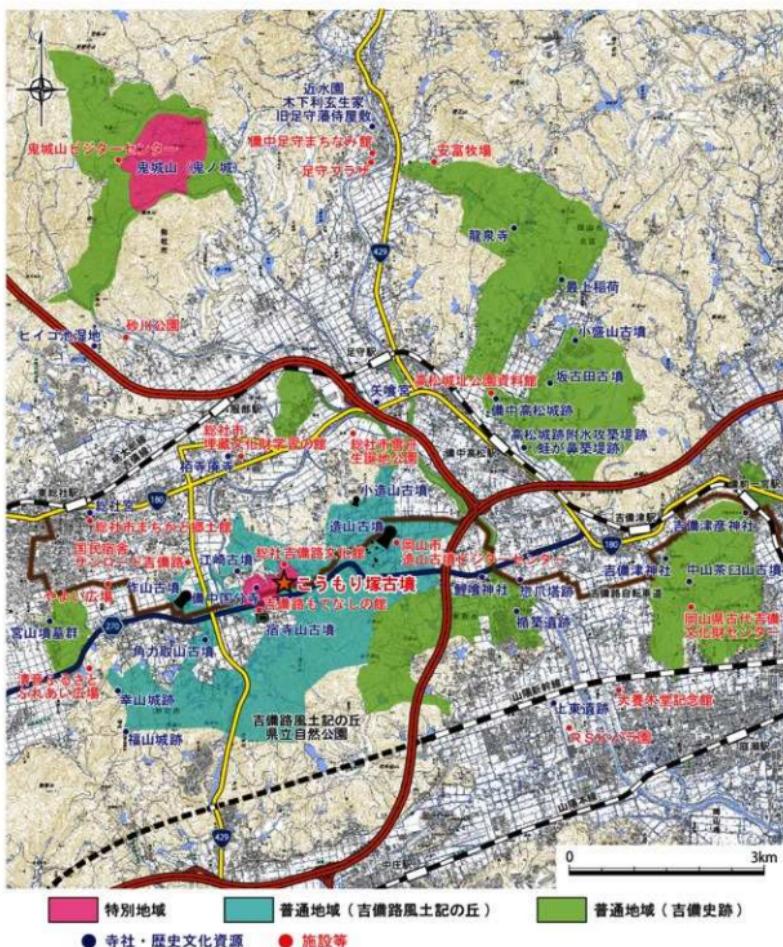
『平成30年岡山県観光客動態調査報告書』（岡山県産業労働部観光課 2019年）によると、平成30年の岡山県の観光入込客数は14,427千人で、そのうち、県外観光客は7,951千人ではば半数を占めていた。



第20図 吉備路風土記の丘県立自然公園（1/50,000）

こうもり塚古墳のある吉備路（総社市・岡山市）には1,477千人の観光客が訪れており（表1）、県内観光地の第5位の位置を占める。県内最大の観光地は倉敷美観地区で年間300万人を超える来訪者がいるが、吉備路エリアから約10km、車で約20分と大変近い位置にある。

一般に「吉備路」と呼ばれる東西約6kmの吉備路風土記の丘県立自然公園内には、観光駐車場や観光案内所、店舗など利用者の便に供する施設があるほか、総社吉備路文化館はこの地域のガイダンス的な役割も担っている。また、今年度、吉備路風土記の丘県立自然公園の東に位置する造山古墳にビ



第21図 観光資源分布図 (1 /75,000)

表1 吉備路風土記の丘及び周辺における観光客の推移

	単位：千人				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
後楽園・岡山城周辺	2,021	2,212	2,649	2,431	1,848
倉敷美観地区	3,065	3,534	3,845	3,648	3,123
吉備路・岡山市	1,190	1,122	999	977	984
吉備路・備中国分寺	485	514	499	514	493
総社・宝福寺	307	305	274	278	270
鬼城山	55	54	54	53	49
国民宿舎サンロード吉備路	257	266	267	266	266

出典：『観光客・その流れと傾向－平成30年岡山県観光客動態調査報告書－』岡山県産業労働部観光課 2019

『総社市埋蔵文化財調査年報26（平成27年度）』岡山県総社市教育委員会 2017

『総社市埋蔵文化財調査年報29（平成30年度）』岡山県総社市 2020

ジターセンターが開館した。

吉備路風土記の丘県立自然公園周辺では、莊嚴な西門が復元されている古代山城である鬼城山、江戸時代の侍屋敷が残る岡山市足守地区、織田方と毛利方が対峙した備中高松城跡、雪舟と関連の深い宝福寺は特に有名である。近年に日本遺産に認定された吉備津神社、吉備津彦神社、楯築遺跡などの構成文化財も存在し、ストーリーを重視した周遊ルートなどが提案されている。そのほかにも、古墳、神社・仏閣、城郭なども各所に分布しており、指定文化財も少なくない。これらの地域においては、鬼城山ビジターセンター、総社市埋蔵文化財学習の館や県古代吉備文化財センターなどが中心的なガイダンス施設となっており、また、国民宿舎サンロード吉備路では観光案内所も設置されている。

他方で、豊かな自然や風景を楽しむことができる自転車道や遊歩道、公園も整備されている。こうもり塚古墳の近くを走る吉備路自転車道は約22kmにわたって整備され、主要駅にはレンタサイクルも営業している。中国自然歩道（吉備路ルート）、総社ふるさと自然のみち（主に鬼城山周辺）、幸福の小径（主に福山周辺）などの散策ルートも設けられていて、定期的にウォーキングも開催されている。近辺には高梁川に水辺の公園が、鬼城山の麓のヒイゴ池湿地では貴重な植物が生息する公園もあり、自然を体感できる施設も整う。また、鬼城山の麓の砂川公園ではキャンプ場も利用できる。

観光施設としては周辺に休憩施設を兼ねた店舗や宿泊所がある。周辺の農地で収穫した生産物を販売する青空市場もあり、休日を中心に大勢の客が訪れる。また、宿泊所には温泉を併設している施設もあり、観光客に憩いの場を提供している。

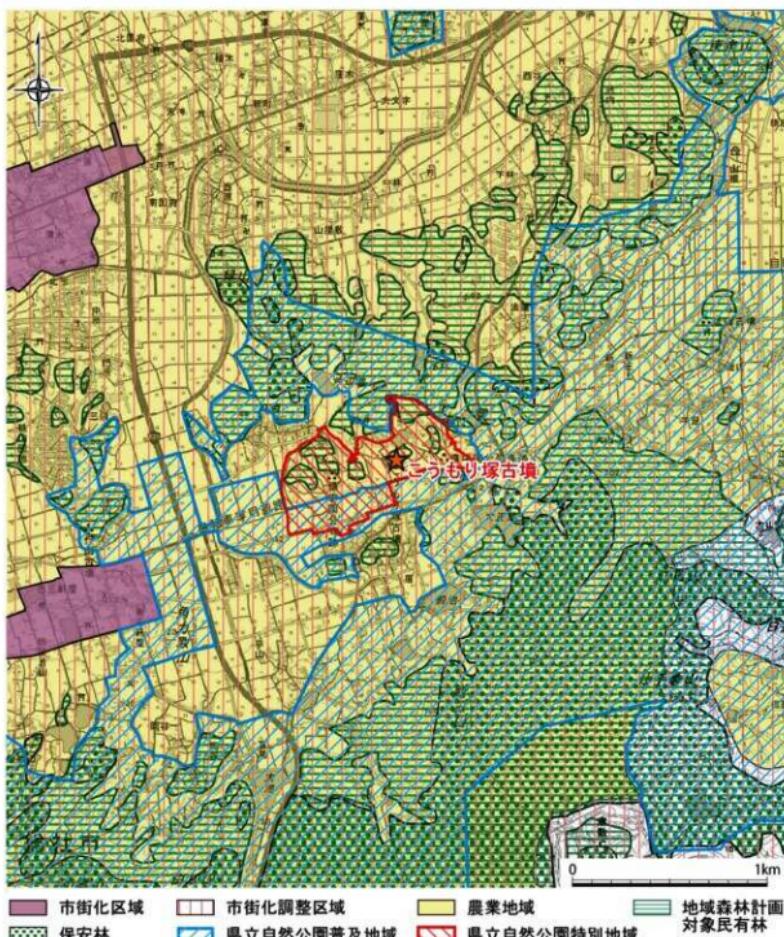
このように、こうもり塚古墳及びその周辺は、単に歴史文化遺産だけではなく、豊かな自然にも恵まれ、サイクリングやウォーキングなどレクリエーションにも最適な観光資源として高く評価できる（第21図）。

5 法規制

こうもり塚古墳周辺地域は、土地利用に関して様々な規制がある（第22図）。まず、こうもり塚古墳は、文化財保護法による史跡に指定されている。また、こうもり塚古墳周辺は岡山県立自然公園条例

の適用を受け、各種行為について一定の規制がある。そのほか、都市計画法による市街化調整区域であるほか、農業振興地域の整備に関する法律により、農業振興地域として指定されている、または、指定されることが予定されている農業地域でもある。さらに、周辺の丘陵や山塊は森林法による地域森林計画対象民有林となっているほか、三須丘陵内には保安林が点在する。

このように、こうもり塚古墳及びその周辺では景観や環境を保全するための基本的な法制が整備されている。



第22図 法規制図 (1/25,000)

第3章 史跡こうもり塚古墳の概要

第1節 指定前、指定後の経緯と経過

こうもり塚古墳は江戸時代の文献に記録が残っており、古くから知られていたことが分かる。詳細な年代は定かではないが、玉、刀、鏡などかなりの副葬品が出土したことが記されている。江戸時代末期から明治時代初期の史料と考えられている『備中誌』には地元で「籠り塚」と呼ばれていたこと、また、コウモリが多くいたことから俗に「こふもり塚」とも言われていたことが記録されている。明治・大正時代以降、「古事記」や「日本書紀」に登場する吉備の女性である「黒日丸・兄媛」の説話と関連付け、「黒媛塚」「兄媛塚」と呼ばれた時期もあったが、戦後においては、「こうもり塚古墳」が一般的な名称として使用されている。

こうもり塚古墳周辺における史跡指定は大正時代に遡り、こうもり塚古墳に隣接する備中国分尼寺跡が大正11年（1922）10月12日に指定されている（表2）。昭和40年、文化財保護委員会（現在の文化庁）が風土記の丘設置構想を発表

表2 こうもり塚古墳の沿革

年 月	内 容
大正11年10月	備中国分尼寺跡が国史跡に指定される
昭和26年	こうもり塚古墳墳丘測量調査
昭和40年	文化財保護委員会（現在の文化庁）が風土記の丘設置構想を発表
昭和42年	こうもり塚古墳発掘調査（岡山大学・岡山理科大学による調査）
昭和43年2月	こうもり塚古墳・備中国分寺跡が国史跡に指定される
昭和45年	県政100年記念事業として吉備路風土記の丘建設決定
昭和45年12月	吉備路風土記の丘県立自然公園条例公布
昭和46年～	土地公有化
昭和46年12月	備中国分寺跡・備中国分尼寺跡はか发掘調査
昭和47年2月	吉備路風土記の丘県立自然公園条例及び同施行規則施行
昭和47年3月	こうもり塚古墳環境整備事業（園路・盛土・張芝・排水工・標識）
昭和51年4月	岡山県立吉備路郷土館開館
昭和52年11月	県道700号岡山総社自転車道線（吉備路自転車道）追加供用（足守川西詰め～総社市スポーツセンター）
昭和53年12月	こうもり塚古墳発掘調査（岡山県教育委員会による調査）
昭和55年3月	こうもり塚古墳の渠道等排水工事
昭和57年7月	吉備路風土記の丘県立自然公園条例廃止。岡山県立自然公園条例の適用となる
昭和58年2月	県が史跡備中国分尼寺跡の管理団体になる
昭和61年8月	案内板、解説板設置
平成22年3月	岡山県立吉備路郷土館閉館
平成24年3月	岡山県立吉備路郷土館建物が県から総社市へ無償譲渡される
平成26年4月	総社吉備路文化館開館
平成27年	備中国分寺跡・備中国分尼寺跡・こうもり塚古墳の案内解説版（多言語化）新設
平成30年	日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまち「おかやま」の構成遺産に認定

第3章 史跡こうもり塚古墳の概要

に風土記の丘設置構想を打ち出した。これを受け、昭和45年に県政100年記念事業として吉備路風土記の丘建設が決定した。

こうもり塚古墳は、昭和26年に三須丘陵一帯の分布調査にあわせ測量調査が行われた。昭和42年に、総社市教育委員会の依頼により岡山大学・岡山理科大学による発掘調査が実施され、翌年2月15日に隣接する備中国分寺跡とともに史跡指定された。その後、土地公有化ののち環境整備事業として墳丘が整備され、あわせて周辺の園路や標識なども設置された。また、ガイダンス施設として隣接地に岡山県立吉備路郷土館が昭和51年に開館し、こうもり塚古墳の出土資料も展示された。しばらくして、こうもり塚古墳の石室内部が滲水し、見学に支障をきたすことが頻発したため、昭和53年度に渓道部分の発掘調査が実施され、翌年度に排水施設設置工事が行われた。

平成22年に岡山県立吉備路郷土館が閉館となり、建物が総社市に譲渡された後、平成26年に新たに総社吉備路文化館として開館した。館内には吉備路風土記の丘のガイダンスコーナーが設けられている。平成30年、こうもり塚古墳は日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまち「おかやま」の構成文化財に認定された。

第2節 指定の状況

史跡こうもり塚古墳は、昭和43年2月15日付け文化財保護委員会告示第5号により、次のとおり史跡に指定された。現在の地番は指定当時と変更はない。次の「指定理由 2. 説明」の内容は指定当時のもので、その後の調査により墳丘や石室の数値が変わっている。なお、管理団体は指定されていない。

1 指定告示

【文化財保護委員会告示第5号】

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和43年2月15日

文化財保護委員会委員長 稲田清助

種別	名 称	所在地	地 域
史跡	こうもり塚古墳	岡山県総社市上林	1166番、1225番、1226番、1227番、1228番ノ1、1228番ノ2、1228番ノ3、1234番、1235番、1236番ノ1、1236番ノ3、1237番、1239番、1240番

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

こうもり塚古墳

指定地域

所在地 岡山県総社市上林

区 域 民有

指定理由

1. 基準 史跡の部第1（古墳）による。

2. 説明

こうもり塚古墳は、備中国分寺と同国分尼寺との間に位置した、巨大な横穴式石室を有する前方後円墳である。前方部前面を東北に向けた二段築成の墳丘は、細長い丘陵の先端部を利用したもので、全長約90mを有する。後円部で南に開口する横穴式石室は、巨石を使用した両袖式のもので、全長18.6mあり、玄室は、長さ8.1m、幅3.4m、高さ3m以上である。また、玄室の前寄りに長さ2.45m、幅1.35mの家形石棺がある。副葬品については明らかでないが、史跡箭田大塚古墳・史跡牟佐大塚古墳とならぶ吉備地方における代表的な巨大石室墳であり、学術上価値が高い。

保存の要件

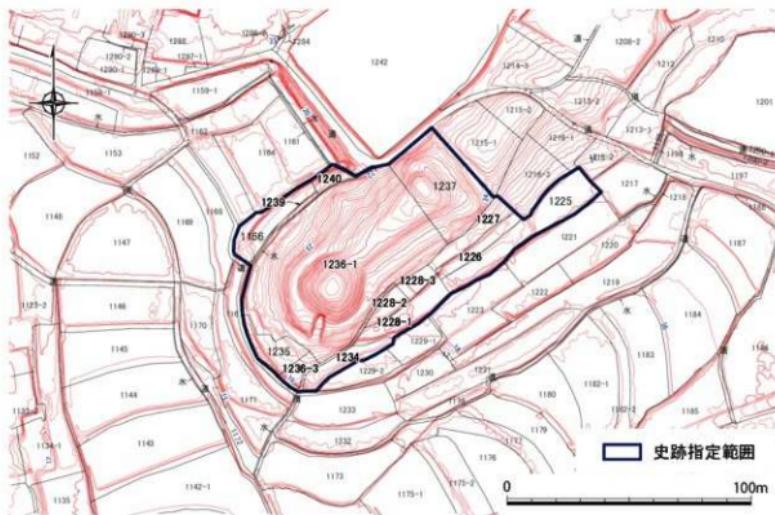
1. 遺構をき損しないこと。
2. 遺物を採取しないこと。
3. その他みだりに現状を変更しないこと。

(2) 指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、官報告示に記された地域（地番）であり、第23図に示すとおりである。

3 指定地の状況

昭和45年に吉備路風土記の丘設置が決定され、翌年に指定地が公有化された。現在、史跡指定地7,647m²のうち官有地第三種を除く全域が県の所有となっている（第24図・写真3）。指定地の主要な地目とその割合は、山林が67%、畑が31%、溜池が1%となっている。地目では畑及びため池となってい区画があるが、現在は県により管理されていて草地となっている。



第23図 史跡こうもり塚古墳の指定範囲（1/2,000）



第24図 史跡指定地と公有化の状況（1/2,000）



1 古墳全景（南東から）



2 後円部（西から）



3 前方部前面（東から）



4 横穴式石室入口（南から）

写真3 指定地の状況

第4章 史跡こうもり塚古墳の発掘調査概要

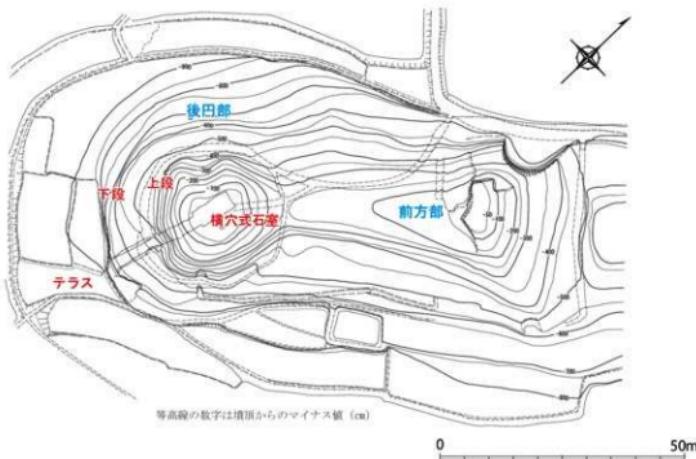
第1節 調査の経緯

こうもり塚古墳の現地調査は、昭和26年の岡山大学による三須丘陵一帯の古墳分布調査の一環として実施された測量調査に端緒を開く。昭和42年には総社市教育委員会の要請によって、岡山大学と岡山理科大学とで構成された調査団が墳丘の測量と横穴式石室の発掘調査を実施し、翌年2月、こうもり塚古墳は史跡に指定された。昭和53年度に、岡山県教育委員会が吉備路風土記の丘環境整備の一環で、石室の排水対策工事のために渓道と墓道の発掘を事前に実施した。こうもり塚古墳ではこれが最後の調査となっている。

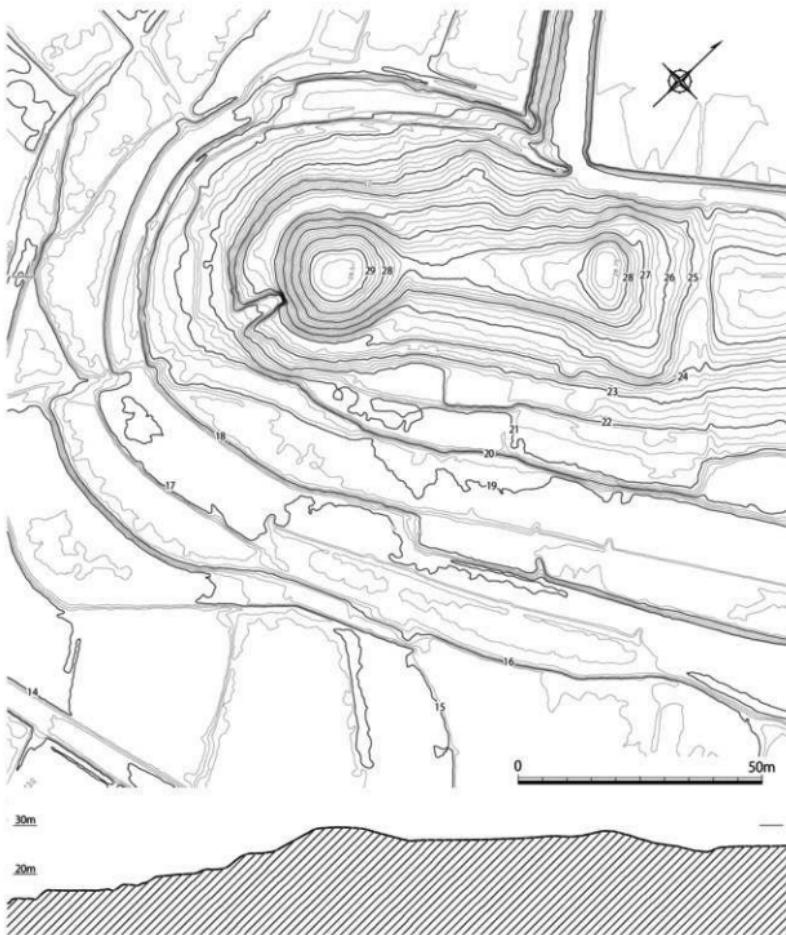
第2節 調査の概要

1 墳丘

こうもり塚古墳は南西に延びる低丘陵の端部に位置する前方後円墳である（巻頭図版1～2、第25～27図）。低丘陵の北側には深い谷があり、南側は緩やかに傾斜し平野部に至る。丘陵尾根を切断して古墳が築かれており、後円部が尾根先端の方向に向いている。墳丘は長さ約100mを測り、後円部径約55～60m、高さ約8mで、前方部は長さ約60m、前面幅約44m、高さ約5mである。二段築成（上段・下段）であり、後円部下段の高さ約4mに対し、上段の高さは約4.6mと後円部上段のほうが高く盛り上げられている。後円部頂部と前方部頂部との比高は約0.5mで、後円部のほうが若干高くなっている。



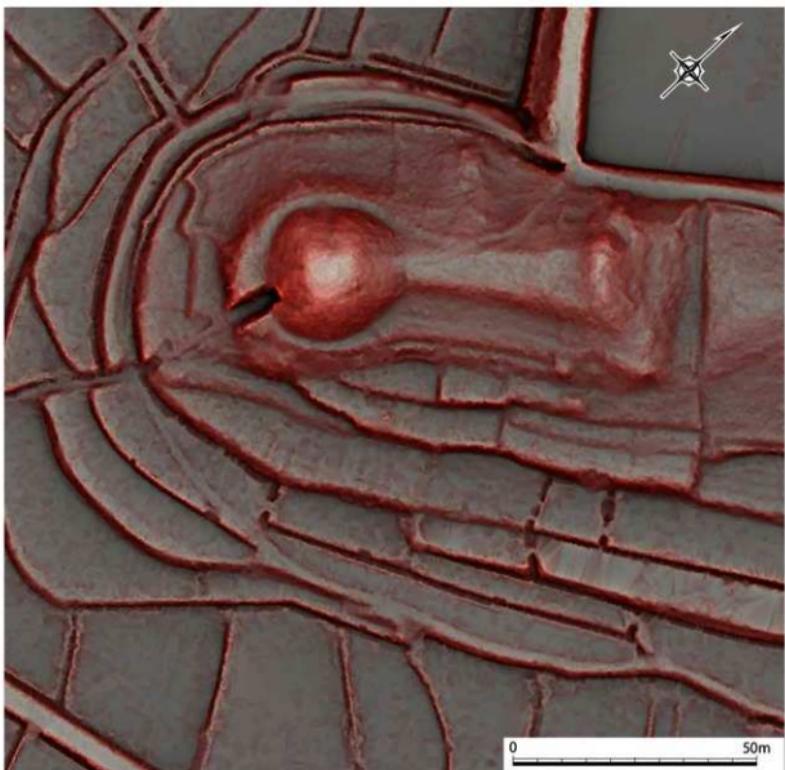
第25図 墳丘測量図（1/1,000）（総社市史編さん委員会1987を基に一部改変）



第26図 墳丘測量図（1/1,000）航空レーザ計測による等高線図と断面図

いる。後円部の傾斜は約30度を測り傾斜が急であるが、前方部前面の傾斜は約15度と緩やかである。このように、こうもり塚古墳は他の古墳に比べ、後円部がドーム状に小高くなっていること、前方部が低くて長いことなどが特徴となっている。

後円部頂部の標高は29.6mである。丘陵裾部の田面の標高が約14mであることから、こうもり塚古墳は高さ約15mの丘陵の上半部に位置していることが分かる。また、後円部西側から前方部南側にかけて丘陵の裾部に幅20~30mの段（テラス）が巡っている。古墳の本体を囲むように整形されており、古墳の外周を区画するエリアが存在した可能性を否定できない。



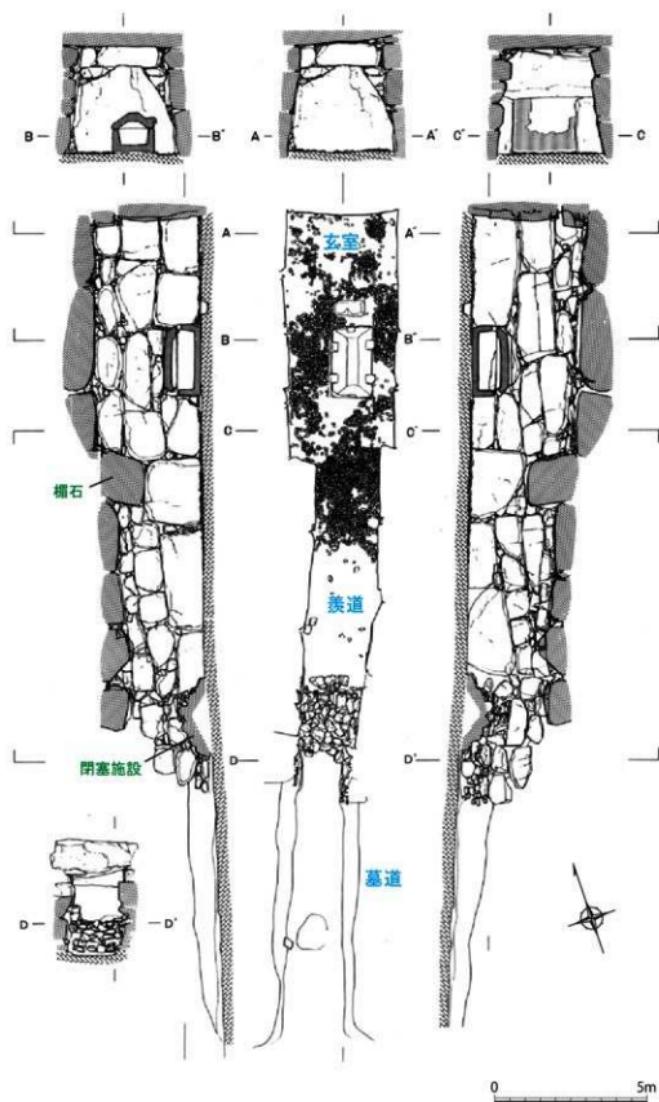
第27図 墳丘測量図（1/1,000）航空レーザ計測による赤色立体地図

なお、現在のところ、古墳に伴う周溝及び葺石、埴輪等の外表施設は確認されていない。

2 横穴式石室

こうもり塚古墳の後円部には横穴式石室が築かれている（巻頭図版2、第28図）。横穴式石室は、^{（ひだり）}羨道が玄室中央に取り付くいわゆる両袖式の石室で、主軸は北から東に17度振れ、墳丘の主軸に対して約35度南に振れて南側に開口している。石室全長19.4m、玄室の長さ7.7m、羨道の長さ11.7m、玄室奥壁の幅3.61m、羨道入口の幅1.5m、玄室奥壁の高さ3.6m、玄門近くの羨道で高さ2.81mを測る。花崗岩の巨石を利用し組み上げていることから、当時の土木技術の高さをうかがわせる。

玄室の平面形は長方形で、断面は台形、天井は平天井である。奥壁基底石に高さ2.8mもの巨石を使用している。側壁はおおむね3段積みで、石材の隙間には拳大から人頭大の石を詰める。天井石は3枚で、床面には径5～6cmないし10cm前後の円礫が敷かれている。玄室と羨道の境に羨道の天井より一段低く楣石が設置されている。羨道は玄室より幅が2.1mほど狭くなる。側壁には横長の石材を3～



第28図 横穴式石室平面・断面・立面図（1/160）（総社市史編さん委員会1987を基に一部改変）

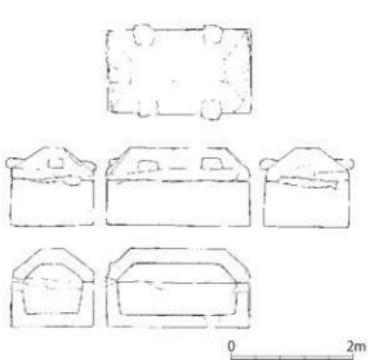
4段重ねるが、基底石より上は玄室に比べ石材も小さく、積み方も乱雑になる。玄室同様に石材間には間詰石を配する。玄室入口から南へ約3.5mまでは玄室と同様に床上に円礫を敷くが、それよりも入口側には円礫ではなく土床となっている。天井には4枚の石を架構するが、玄室よりも小さい石材を使用している。なお、公表されている文献によると、玄室及び羨道壁面の石材表面に赤色顔料が認められ、石材間は粘土で目張りされていると記述されているが、現状ではいずれも確認しにくい状況となっている。

羨道の入口には前後約2.5mにわたって石積みの閉塞施設がある。上部は盗掘の際に除かれているが、現在1.59mの高さを残す。閉塞施設は角礫を積み上げて造られ、粘土を石材間に詰めて石室を封じていたと考えられている。この閉塞石の前面には、地山の花崗岩風化土をU字形に掘り込んだ墓道が約8~9m先まで続いている。よって、玄室奥壁から墓道入口までの長さは約28mを測る。

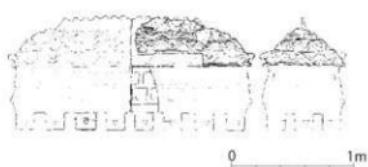
岡山県の横穴式石室の変遷については、石材の大型化と積み上げた石材の段数の減少、さらに玄室平面の長大化などを指標として検討されている。これによると、こうもり塚古墳の横穴式石室は、緑山8号墳より新しく、県内の三大巨石墳（こうもり塚古墳・牟佐大塚古墳・箭田大塚古墳）の中で最も古い石室と評価でき、6世紀後半に築造されたと考えられる（第14図）。

3 埋葬

横穴式石室の内部には石棺が置かれていた。また、発掘調査では陶棺片が発見されている（第29図、



1 石棺



2 陶棺（蓋）

写真4 石棺・陶棺

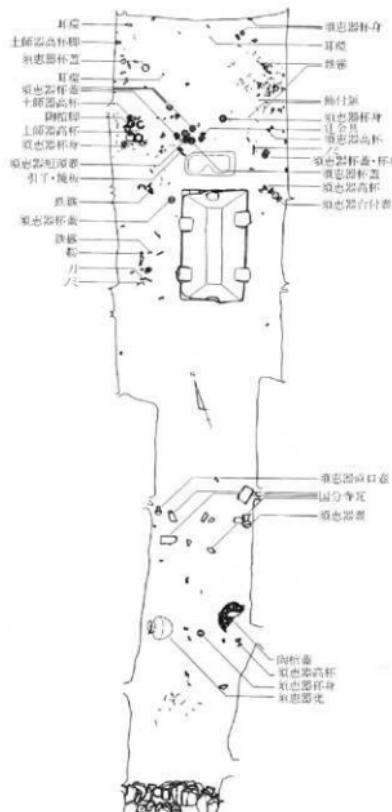
第29図 石棺（1/80）・陶棺（1/40）

（総社市史編さん委員会1987）

写真4)。そのほか、鉄釘の存在から木棺が納められていたことが指摘されている。このことから、こうもり塚古墳では、複数の埋葬があったことが分かる。

石棺は玄室中央からやや東壁寄りに設置されていた。石棺内は盜掘を受けており、調査当時、石棺の一部は破壊され、棺蓋は横に動かされていた。棺蓋、棺身とともに引抜式の家形石棺で、棺身は長さ238cm、幅140cm、高さ76cmを測る。棺蓋は長さ240cm、幅140cm、高さ55cmで、長辺にそれぞれ2、短辺に各1の計6個の貫掛突起をもつ。井原市産出の貝殻石灰岩（浪形石）を加工して作られている。

陶棺は盜掘で破壊され、石室内に破片が散在した状態で発見された。石棺の西側で陶棺脚部3個が



第30図 遺物出土状況



1 副葬品出土状況（左上は石棺） (昭和42年調査) (關山大学考古学研究室提供)



2 陶棺脚部片出土状况（玄室） (昭和42年調査) (關山大學考古學研究室提供)



3. 創葬品出土状況（差道）（昭和53年度調査）

写真5 遺物出土状況

原位置と考えられる状態で並んで発見され、この位置に置かれていたと推測されている（写真5-2）。
破片から復元された陶棺は、棺身の推定復元長約200cm、脚を含む推定高約55cmを測る。土師質亀甲形で、棺蓋には突帯が2段に貼り付けられ、その間に波状の突帯、頂部には直彌文風の櫛描文を刻んだ鰐を飾るなど他に例を見ないほど装飾性が高い。また、脚部は円筒埴輪に似ており、突帯や透かし孔をもつなど特異な一面ももっている。

4 副葬品

調査当时、玄室には床面上に厚さ約70cmの流入土が堆積していたが、発掘調査の結果、こうもり塚古墳は早くから盗掘が繰り返されていたようで、埋葬時の原位置を確認できる副葬品は皆無であったと報告されている（第30図、写真5）。そのため、多くの遺物が散逸した可能性が高いが、それでも武器・武具、馬具、装身具、土器など貴重な遺物が多数出土した。

玄室では、鉄鎌が奥半部の3か所にはば集中して見つかった。馬具は石棺の西側と北側で主に出土している。また、石棺付近から奥にかけて數十個の完形の土器が、漢道では、陶棺の蓋、須恵器甕、鉄滓等が検出されている。閉塞施設の外側では須恵器の杯や高杯などが見つかっており、古墳の被葬者に供獻されたものと推測されている。

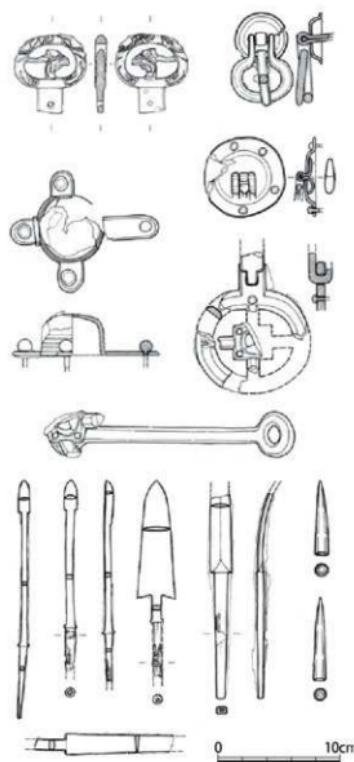
主な副葬品は、單鳳環状柄頭（單鳳環頭大刀）や大刀片、多数の鉄鎌、馬具、装身具、須恵器や土器、鉄滓等である（第31図、写真6）。單鳳環状柄頭は閉塞施設に接して柄頭単独で出土した。金銅製で、環内に鳳凰を配し、環部にも龍文を施している。製作時期は6世紀後4四半期と推測されている。馬具では轡、辻金具、鞍金具、障泥金具、鉗具、飾釘がある。轡は引手に鉄地金銅張りの鏡板が取り付き、鏡板の環内は十字に区画されていて、心葉形十字文透鏡板轡に分類できる。障泥金具は鉄地金銅張りであるが、県内では出土例が少なく貴重である。鉄鎌は概数であるが100本以上を数え、細長い頭部をもつ尖根鎌が多数を占めるが、鎌身が板状の平根鎌も出土している。また、長さ6~7cmほどの先の尖った鉛筆のキャップ状の鉄器も鉄鎌の一種と考えられているが、管見て類例をみない。装身具では、ガラス製小玉、水晶製切子玉及び耳飾りである耳環が出土している。須恵器は、杯身、杯蓋、高杯、甕、提瓶、壺、甕など器種も豊富であり、6世紀中頃から7世紀前半まで製作時期の異なるものが含まれている。土器は高杯のほか、壺、把手付椀があるが、出土点数は少ない。そのほか、鉄滓約245gが出土している。

第3節 こうもり塚古墳の意義

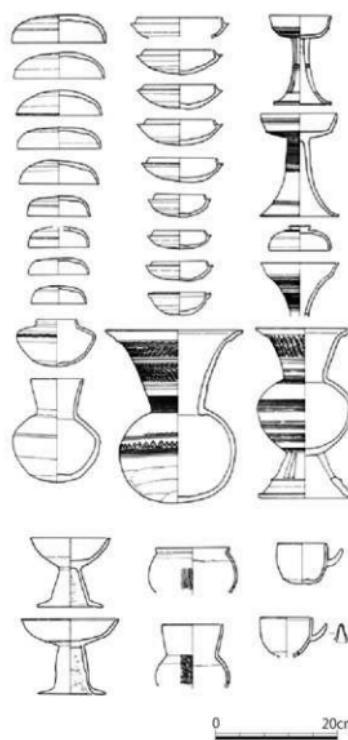
1 墳丘

こうもり塚古墳の墳形は前方後円墳であり、墳長は約100mを測る。岡山県内には墳長100mを超える大型前方後円墳が十数基知られるが、こうもり塚古墳以外すべて古墳時代前期から中期（3世紀後半から5世紀）に属するので、こうもり塚古墳は古墳時代後期で県内最大かつ最後の大型前方後円墳と評価できる。さらに、古墳時代後期後半の中四国・九州地方の大型前方後円墳に目を向けても最大級の規模を誇り、熊本県大野窟古墳（墳長123m）、福岡県田主丸塚古墳（墳長103m）、島根県大念寺古墳（墳長92m）等と並び、大和政権から各地域の支配を認められた首長の墓と考えられる。

また、こうもり塚古墳の墳丘の特徴として、ドーム状に小高い後円部に低くて長い前方部が取り付く形状があげられる。このような前方後円墳は、奈良県に所在する五条野（見瀬）丸山古墳と特徴が



1 単鳳環状柄頭・馬具・武器等 (1/4)



2 須恵器・土師器 (1/8)

第31図 出土品 (総社市史編さん委員会1987)

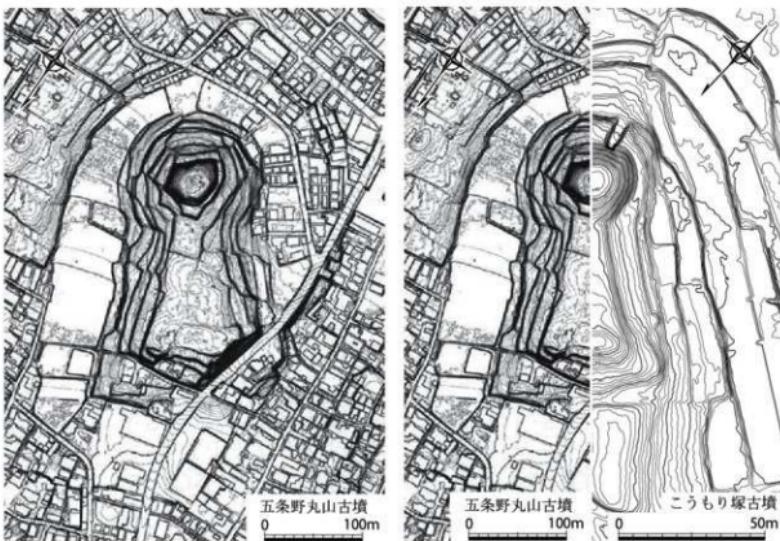


1 単鳳環状柄頭



2 須恵器

写真6 出土品



第32図 五条野丸山古墳（1/5,000）とこうもり塚古墳（3/5,000）の墳丘の比較（一瀬和夫ほか2013）
こうもり塚古墳の測量図は、南半部を反転して掲載している。

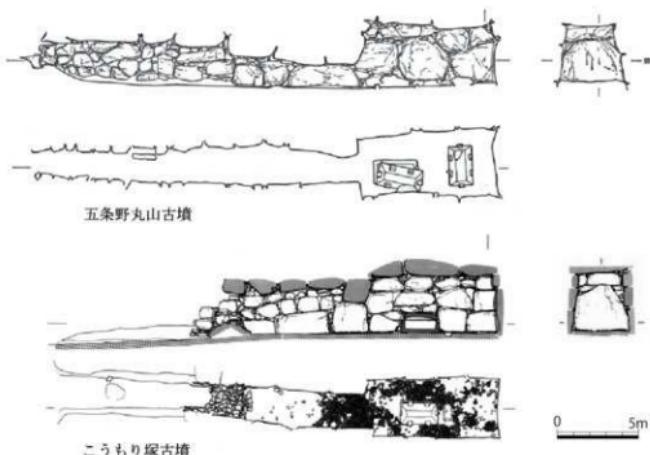
近似していることから、「見瀬丸山型前方後円墳」と呼称されている。五条野丸山古墳は墳長約310mで全国第6番目の規模を誇るとともに、周濠を含めると総長約360mを測る。古墳時代後期後半において築造された最大の前方後円墳であることから大王墓と評価されている（第32図左）。この五条野丸山古墳の特徴を備えた「見瀬丸山型前方後円墳」はこうもり塚古墳を含め7例が知られ、これらの古墳は五条野丸山古墳と密接な関係にあると評価されている。

こうもり塚古墳は墳長約100mで、五条野丸山古墳の約1/3の規模をもっているので、こうもり塚古墳の測量図を3倍に拡大し、五条野丸山古墳と比較したのが第32図の右図である。これをみると、墳長に対する後円部径と前方部長の比率など両者の古墳はよく似ていることが分かる。発掘調査を経ていないため、詳細な検討はできないが、両古墳は築造にあたり共通した規格を基に設計されたことも考えられる。

2 横穴式石室

こうもり塚古墳の横穴式石室は全長19.4mを測り、岡山県内で最大規模である。全国で最大の横穴式石室は先述した五条野丸山古墳で、横穴式石室の全長28.4mを測る（第33図）。次に、福岡県宮地獄古墳（石室全長約23m）がこれに続き、以下、こうもり塚古墳と規模の近い石室全長19~20m級の横穴式石室が続く。厳密な順位はつけがたいが、石室全長では全国で5指に入ると考えられる。蘇我氏の墓ではないかとされる奈良県石舞台古墳（石室全長19.1m）にも匹敵する規模である。

こうもり塚古墳の横穴式石室は、玄室の平面形が長方形で、平天井である特徴などから、近畿地方

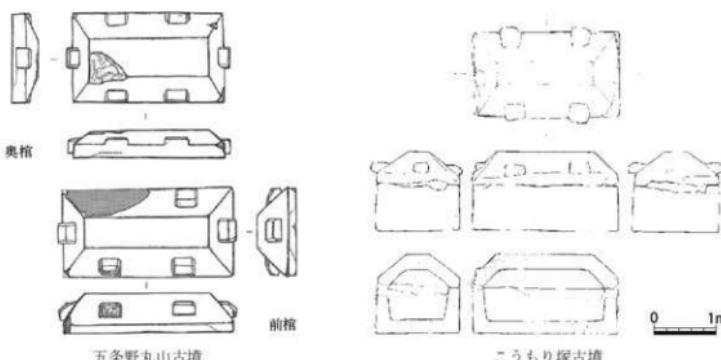


第33図 五条野丸山古墳（上）とこうもり塚古墳（下）の横穴式石室の比較（1/300）
(陵墓調査室1994・総社市史編さん委員会1987)

の横穴式石室の影響を受けていると考えられ、畿内系の横穴式石室としては、五条野丸山古墳に次ぐ規模を誇る。しかし、奥壁の基底石に高さ28mの大型の石材を使用したり、棺石を一段低く架構したりするなどの点はこの地域の特徴を示している。

3 石棺と陶棺

こうもり塚古墳の石棺は、五条野丸山古墳にも採用されている家形石棺で、規模は五条野丸山古墳



第34図 五条野丸山古墳（左）とこうもり塚古墳（右）の石棺の比較（1/80）
(陵墓調査室1994・総社市史編さん委員会1987)

のものに匹敵する（第34図）。しかし、石材は浪形石と呼ばれる県内産の貝殻石灰岩で、県内で5例しか確認されていないことから、吉備中板の極めて限られた豪族の棺と評価できる。そして、近畿地方の墓制の影響を受けながらも、地元石材を利用し製作している点で、吉備の独自性をうかがわせる資料である。

こうもり塚古墳の陶棺は、蓋の波形突帯や線刻、頂部の鱗など装飾性に富む。陶棺は一般的に時代が下るにつれ、形態の均質化・定型化が進んでいくことが指摘されているが、こうもり塚古墳の陶棺は定型化以前のもので、吉備における陶棺の粗型と位置付けられている。岡山県では約560例の陶棺が知られ、その出土数が全国の約7割を占め地域性を示すが、こうもり塚古墳の陶棺はその中でも最古段階と評価されており、陶棺の出現と変遷を考える上で重要である（第35図）。また、脚部の形態が円筒埴輪と類似しており、陶棺の製作に埴輪の製作集団が関与した可能性が考えられる。こうもり塚古墳では現段階では埴輪は確認されておらず、埴輪の需要が少なくなる中、埴輪工人の陶棺製作への関与をうかがわせる貴重な事例となっている。陶棺の被葬者がこれらの集団と深く結び付いていた在地の有力者であった可能性が高い。

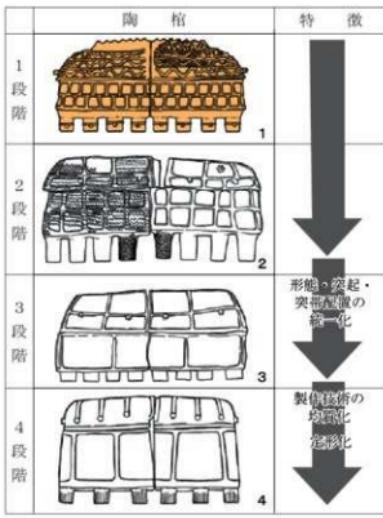
4 副葬品

こうもり塚古墳の石室は幾度となく盜掘を受けていたが、武器・武具、馬具、装身具、土器など貴重な遺物が多数出土している。

たんとうち 単竈環頭大刀やこうもり塚古墳から出土した単竈環頭大刀は近畿地方で生産されたと考えられているが、主に瀬戸内から大阪府にかけて分布していることから、瀬戸内を中心とする政治的なネットワークの形成に重要な役割を果たした豪族に配布されたと推定され（第36図）、こうもり塚古墳の被葬者の地位や性格を考える上で重要な手掛かりとなっている。

同様に、こうもり塚古墳で出土した鉄地金銅張り鏡板付幣などの装飾付馬具も近畿地方で生産された国産馬具と考えられている。心葉形十字文透鏡板付幣は6世紀中葉以降に新たに創出された馬具で、全国で約30例が知られる。特定の氏族が生産に関与したとされ、こうもり塚古墳の政治的背景や交流関係をうかがうことのできる資料である。

そのほかにも、こうもり塚古墳では、須恵器や鉄滓が出土している。こうもり塚古墳が築造された時期から岡山県では須恵器や鉄生産が盛んになってくる。日本でも最古級の製鐵遺跡である千引カナクロ谷遺跡の操業時期は、こうもり塚古墳が築かれた時期に近く、鍛冶專業集落とされる窪木薬師遺



第35図 岡山県における土師質亀甲形陶棺の変遷
(横田美香2003を基に一部改変)



第36図 装飾付大刀からみた地域ブロック（新納泉2001を基に改変）

跡もこの頃に生産活動が活発になる。こうもり塚古墳の被葬者がこれらの生産に関与していた可能性が高い。

このように、こうもり塚古墳の副葬品には被葬者の社会的な地位や地域における役割を類推できる資料が多く含まれている。

5 こうもり塚古墳の意義

こうもり塚古墳は古墳時代後期の県内最大の大型前方後円墳である。備中南部では古墳時代中期後半（5世紀後半）の宿寺山古墳（墳長116m）以降、大型前方後円墳が築造されてこなかったが、こうもり塚古墳はおよそ半世紀以上の空白期間を経てこの地に築かれた大型前方後円墳で、一度衰退した吉備勢力の復権と評価する説もある。

このこうもり塚古墳の築造に際しては、大王墓である五条野丸山古墳の影響を受けている可能性が高い。五条野丸山古墳の被葬者については議論があるが、近年、欽明天皇とする説が有力になっている。『日本書紀』には、欽明天皇の時代に吉備に屯倉を設置したとする記事が掲載されており、この時期に大和政権による吉備の支配が進んだことがうかがえる。こうもり塚古墳の出現背景には、このような大和政権による政治的な動きがあったと推測される。

大和政権とのこうした当時の政治的な繋がりは、こうもり塚古墳の副葬品からもみて取れる。出土した環頭大刀や装飾付馬具には近畿地方の勢力との政治的な結び付きの中で入手したものが含まれていると考えられ、こうもり塚古墳の被葬者の交流関係を反映していると言える。

他方、こうもり塚古墳の横穴式石室や石棺が、近畿地方で創出された墓制の影響を受けながらも、地域性が認められることから、こうもり塚古墳被葬者の独自性もうかがえる。陶棺は近畿地方からの影響で出現し吉備で盛行するが、こうもり塚古墳の陶棺がその祖型として位置付けられていることは、当地における陶棺導入の契機を考える上で重要であり、以後の陶棺生産に大きな影響を与えた可能性も多い。さらに、こうもり塚古墳が築造された6世紀後半以後、吉備では鉄生産や須恵器生産なども活発になってくる。こうもり塚古墳の被葬者が、このような手工業生産に大きく関与していたことが想定される。

こうもり塚古墳以後、江崎古墳をもってこの地域での前方後円墳の築造は終了する。およそ350年にわたる古墳時代において、古墳の被葬者の政治権力を具現化し続けてきた前方後円墳の築造が終焉

を迎へ、新たな政治秩序の中で方墳を中心とする墓制等が採用されていく。その背景には、対外的な緊張関係の中、大陸の思想や文化を取り入れながら、新たな政治体制の構築をめざすとともに、地方への関与を強める中央の意図がみて取れる。こうもり塚古墳の時代背景を解明することは、地方と中央の関係のみならず、大和政権の支配が地方に浸透する過程を考える上でも重要である。^{にいわゆるつち}

近年、こうもり塚古墳のある三須丘陵では、大型の横穴式石室をもつ新池大塚古墳や鳶尾塚古墳などの測量及び発掘調査が実施され成果を上げている。新池大塚古墳では、横穴式石室の測量が行われ、牟佐大塚古墳と類似した石室形態が報告されている。また、令和元年から調査が始まった鳶尾塚古墳は、こうもり塚古墳や江崎古墳に続く古墳で、この地域で築造された大型横穴式石室の最終段階に属する。鳶尾塚古墳の調査では、幅広い分野の研究者による学際的な調査が実施されており、新しい調査手法の開発など今後の成果が期待されている。これらの古墳も含め、周辺の横穴式石室をもつ古墳の調査等が進展すれば、こうもり塚古墳の位置付けも明らかとなり、新たな知見や評価も期待できるであろう。

参考文献

- 一瀬和夫・荒木綱奈 2013 「櫻原丸山古墳測量調査」『京都橘大学 文化財調査報告 2012』京都橘大学文学部
葛原克人 1979 「備中こうもり塚古墳－「吉備路風土記の丘」環境整備に伴う調査－」岡山県埋蔵文化財調査
調査報告35 岡山県教育委員会
- 寒川史也・佐々木新吾・三浦由美子 2014 「新池大塚古墳の測量調査」『岡山市埋蔵文化財センター研究紀要』
第6号 岡山市教育委員会
- 清家章・四田寛人編 2019 「鳶尾塚古墳I - 墳丘測量調査・石室実測調査報告 - 」岡山大学大学院社会文化科
学研究科考古学研究室
- 総社市史編さん委員会 1987 「総社市史 考古資料編」 総社市
- 津山郷土博物館 2013 「土の棺に眠る～美作の陶棺～」
- 新納泉 2001 「空間分析からみた古墳時代社会の地域構造」『考古学研究』第48巻第3号 考古学研究会
- 土生田純之 2012 「墳丘の特徴と評価」『馬越長火塚古墳群』豊橋市埋蔵文化財調査報告書第120集 豊橋市教育委員会
- 桃崎祐輔 2019 「額田郡の馬具と鉈－心葉形十字文透鏡板付轡と虎頭鉈・多角形鉈をめぐって－」『国家形成
期の首長権と地域社会構造』鳥根県古代文化センター研究論集第22集 鳥根県古代文化センター
- 横田美香 2003 「吉備地域の土師質亀甲形陶棺」『古代吉備』第24集 古代吉備研究会
- 陵墓調査室 1994 「畠傍陵墓参考地石室内現況調査報告」『書陵部紀要』第45号 宮内庁書陵部

第5章 史跡こうもり塚古墳の本質的価値

第1節 本質的価値の明示

こうもり塚古墳が史跡に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、広く共通理解とすることが、史跡を適切に保存活用するために最も必要とされる。以下、本史跡の本質的価値を明示する。

【史跡こうもり塚古墳の本質的価値の総括的な明示】

大型前方後円墳に巨大な横穴式石室と豊富な副葬品

大和政権と強い結び付きをもち、6世紀に活躍した吉備中枢の大首長の墓

1 古墳時代後期における吉備最大の前方後円墳

6世紀後半に築かれた墳長約100mの前方後円墳で、当該期においては中四国・九州地域で最大級、県内で最後の大型前方後円墳とも評価できる。長い前方部に小高い後円部をもつこうもり塚古墳の特徴から、欽明天皇陵との説が強い五条野丸山古墳の影響を受けていると考えられる。これらのことから、こうもり塚古墳の被葬者が大和政権と強く結び付き、西日本において大きな勢力をもっていたことがうかがえる。

2 全国でも最大級の巨大な横穴式石室

後円部に築かれた横穴式石室は、全国でも全長が5指に入る大型の石室で、石室全長は19.4m、玄室長7.7m、玄室奥壁幅3.61mを測り、蘇我氏の墓とも言われる奈良県石舞台古墳（石室全長19.1m）に匹敵する。近畿地方で盛行した横穴式石室の影響を受けているが、在地的な特徴もみられる。使用石材も巨大で、高度な土木技術をうかがわせ、倉敷市筒田大塚古墳、岡山市牟佐大塚古墳とともに、岡山県の三大巨石墳と呼ばれている。

3 埋葬施設から出土した豊富な副葬品

横穴式石室には家形石棺と土師質亀甲形陶棺が納められていた。家形石棺は、大王墓にも匹敵する大きさで、吉備独自の石材である貝殻石灰岩（浪形石）を削り抜いて作られる。陶棺は装飾性に富み、吉備で普及する陶棺の中で最古段階に属する。盗掘を受けていたとはいえ、石室からは單鳳環頭大刀や100本を超える鉄鏃などの武器、金銅製の馬具、水晶製切子玉やガラス製小玉の装身具など豪華な副葬品が出土している。中には入手にあたり、大和政権との緊密な関係を示唆するものもあり、広域に影響力をもった大首長の姿を彷彿とさせる。また、須恵器や鉄滓の出土から、地域の手工業生産の興隆をうかがわせ、こうもり塚古墳の被葬者が地域経営にも大きな役割を果たしていたことが分かる。

4 吉備の中核に築かれた大首長墓

こうもり塚古墳の位置する総社平野は、原始・古代を通じて遺跡の密度が極めて高い地域である。古墳時代には、こうもり塚古墳に先行する5世紀代の大首長墓である造山古墳・作山古墳をはじめ、膨大な数の古墳が築造されている。また、奈良時代には、備中國府が置かれたほか、古代山陽道に面して備中國分寺、備中國分尼寺が建てられるなど、依然として政治的・宗教的な中心地であった。このように、こうもり塚古墳を中心とするエリアは古くから吉備の中核として、歴史上重要な役割を果たしてきた。

第2節 構成要素の特定

こうもり塚古墳の保存活用においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。そのため、ここでは本章第1節で明示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定するとともに、それ以外の構成要素を、要素の性質、史跡の保存活用との関わりを考慮し区分する（表3、第37図、写真7）。

1 史跡を構成する要素

（1）本質的価値を構成する要素

史跡こうもり塚古墳の本質的価値として、古墳時代後期の大型前方後円墳で巨大な横穴式石室をもち、豊富な副葬品を有することがあげられる。したがって、これを構成する要素としては、墳丘、埋葬施設及び出土品がある。また、古墳が立地している丘陵や古墳から見える景観も重要である。

（2）本質的価値を構成する要素以外の要素

本質的価値を構成する要素以外の要素として、本質的価値を保存管理するために必要（有効）な管理施設があげられる。史跡の保全あるいは価値を伝えるための施設（玄室入口の門扉、標柱、説明板など）が考えられる。

その他の要素として、史跡の保存、活用上調整が必要な要素があげられる。墳丘上の樹木は、墳丘の保護あるいは景観保全のために適切に管理する必要がある。また、指定地内の祠や石仏は地元関係者との調整も団りながら、そのあり方や整備の方針を検討する。

2 指定地の周辺環境を構成する要素

（1）本質的価値を構成する要素

現在は指定地外であるが、今後の調査によって、こうもり塚古墳の本質的価値に関わる遺構が確認できた場合、指定地と同様の保護措置を講ずるとともに、追加指定を検討する。

（2）本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素

指定地外に存在する本質的価値を構成する要素と同時代（古墳時代）の文化財で、同じ三須丘陵に存在する江崎古墳、緑山古墳群、稻荷山古墳群等や近隣の宿山古墳などがあげられる。

（3）本質的価値と関連して歴史的環境を構成する要素

指定地周辺の歴史的変遷を物語る要素として、史跡備中國分寺跡、史跡備中國分尼寺跡、古代山陽道などがある。

(4) 自然環境を構成する要素

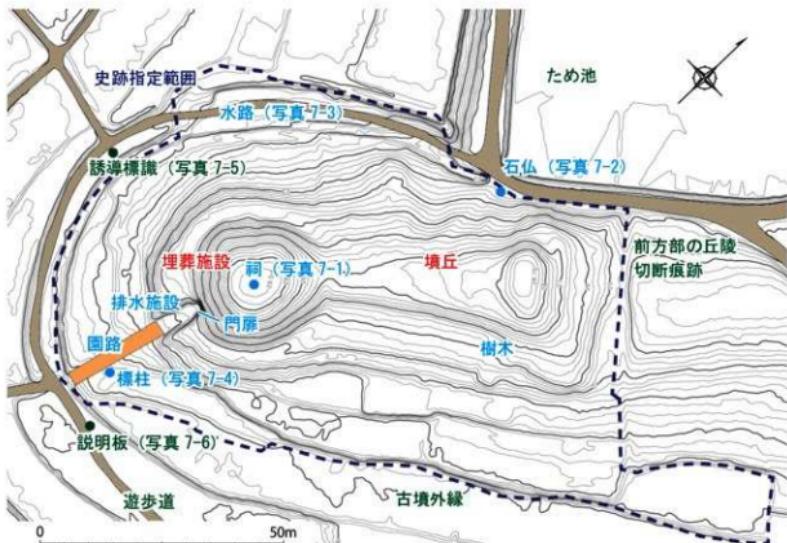
指定地周辺における自然的な要素であり、景観形成に大きく関与している自然地形や樹木等があげられる。本質的価値との関係、防災などを意識しながら、自然環境の保全や整備を検討する。

(5) その他の要素

指定地周辺で、こうもり塚古墳を管理及び活用していく上で必要な便益施設がある。例えば見学者の利便性を高めるための公開・活用施設（説明板、誘導標識、遊歩道、駐車場、トイレ等）やガイダンス施設（総社吉備路文化館、観光案内所）、また、今後設置が予定されるＩＣＴ（情報通信技術）活用設備などが考えられる。そのほか、指定地周辺に存在する水路、ため池、祠、石仏については、こうもり塚古墳の本質的価値あるいは古墳の景観（古墳からの眺望、周辺から見た古墳の見え方など）を考慮しながら検討する。

表3 構成要素の特定

分類		内容	構成要素
史跡を構成する要素 (指定地内)	本質的価値を構成する要素	埴丘	・前方後円墳（段築：上段、下段、テラス） ・外表施設
		埋葬施設	・横穴式石室 ・石棺
		出土品	・陶棺 ・武器・武具、馬具、装飾品、土器
		古墳が立地する地形	・谷に挟まれた舌状の丘陵 ・古墳からの景観
	上記以外の要素	管理施設	・玄室入口の門扉 ・石室内排水施設 ・標柱、説明板、誘導標識、境界杭 ・園路
		その他	・埴丘上の樹木 ・水路、石仏、祠
		こうもり塚古墳の遺構・遺物	・前方部の丘陵切斷痕跡や古墳外縁（今後の調査によって、本質的価値に関わる遺構と確認できた場合、追加指定を検討する。） ・今後の調査で出土した遺物
	本質的価値を構成する要素	こうもり塚古墳周辺の古墳や集落など古墳時代の遺構・遺物	・江崎古墳（県史跡） ・宿寺山古墳（市史跡） ・緑山古墳群、福荷山古墳群など三須丘陵の古墳群 ・古墳からの出土遺物
	本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素	こうもり塚古墳周辺のその他の時代の遺構・遺物	・備中國分寺跡（国史跡） ・備中國分尼寺跡（国史跡） ・古代山陽道
	本質的価値と関連して歴史的環境を構成する要素	こうもり塚古墳周辺の自然環境	・自然地形、樹木 ・景観
指定地の周辺環境を構成する要素 (指定地外)	自然環境を構成する要素	便益施設	・説明板、誘導標識、遊歩道 ・駐車場、トイレ ・総社吉備路文化館、観光案内所 ・ＩＣＴ活用設備
		その他	・農地、荒れ地 ・ため池、水路



赤：史跡の本質的価値を構成する要素
緑：周辺環境を構成する要素
青：史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素

第37図 主な構成要素（1/1,000）



写真 7 本質的価値を構成する要素以外の要素

第6章 史跡こうもり塚古墳の現状と課題

第1節 保存管理

1 現状

(1) 遺構（墳丘・埋葬施設）

墳丘は草地と裸地であるが、部分的に樹木が茂る。雨水や見学者の立ち入りにより墳丘が浸食されており、特に雨水の流路が表土を抉っている箇所がある。加えて、樹木の繁茂や枯死による樹幹の空洞化などが墳丘に悪影響を与えている。前方部前面は尾根を切断して成形されるが、その東側は指定地外となっている。

天候により横穴式石室内部が漏水する場合がある（写真8-1）。枯死した樹幹の空洞から雨水が石室内に浸入している可能性があり、雨染みの痕跡が石室天井などに残る。これにより、石材間の土砂が石室内に流出し、間詰石が転落する事態も生じている。なお、羨道には排水施設があるが（写真8-2）、玄室には設置されていない。石室の壁にはヒビ割れを生じている石材もあり、間詰石の欠落もからみ、石室構造への影響が懸念される。また、石室前面の羨道の両側には地山や盛土



1 玄室の漏水状況（令和2年7月9日撮影）



2 羨道の排水施設（昭和55年設置）



3 カビの発生状況（玄室天井石）

（令和2年1月23日撮影）



4 石棺の現状（令和2年7月9日撮影）

写真8 石室の保存状況

が露出しており、雨水や霜柱による浸食が進んでいる。

昭和42年の発掘調査以来、玄室に流入する雨水により床の汚泥化が進んだため、昭和55年に排水施設を整備した。しかし、石室内部への雨水流入は止まらず、墳丘上からの雨水の浸透を防ぐため、平成23年に後円部頂部を防水シートで被覆した。しかし、防水シート被覆による墳丘盛土の乾燥化と石室内のカビ繁殖（写真8-3）の懸念により、令和2年にシートを撤去、現在経過を観察している。なお、内部に設置されている石棺は現状では大きな問題を生じていないが、苔類の繁茂による石材の劣化など注意を要する（写真8-4）。

（2）出土品

出土品は総社市が所有し、総社市埋蔵文化財学習の館（総社市南溝手）に保管されている。保存処理は一通り終了している。

（3）維持管理

指定地は公有地で県が管理する。主管課は県教育府文化財課で、文化財課職員が定期的に巡視している。史跡標柱は既に設置されている。墳丘の下草刈りと石室内の点検、灌水時の排水は外部に管理委託している。昭和54年度から石室の玄門に門扉を設置し施錠している。石室保全と危険防止のため、巡回や特別な機会を除き立ち入りを制限している。

（4）調査・研究

昭和42年に岡山大学・岡山理科大学が発掘調査を実施している。調査報告書は未刊行であるが、その成果の一部を『岡山県史』や『総社市史』に公表している。昭和53年12月から県教育委員会が吉備路風土記の丘環境整備に伴い発掘調査を行い、翌年3月に調査報告書を刊行している。なお、墳丘の調査は未実施で、墳丘の規模や構造、前方部前面やテラスの形状などは未解明である。

2 課題

史跡こうもり塚古墳の保存（保存管理）に関わる現状を踏まえ、その課題を整理すると、次のことが指摘できる。

（1）指定地における課題

ア 墳丘の保護

- ・墳丘盛土の保全を図る。特に雨水あるいは見学者の立ち入りによる墳丘盛土の浸食防止対策は早急に講じる必要がある。そのほか、大雨などの災害を想定し墳丘崩落防止措置を検討する。
- ・墳丘、石室に影響のある樹木を適切に管理する。

イ 横穴式石室の保全

- ・石材の割れ、間詰石の欠落等による石室構造への影響については、定点観測等による観察と分析が必要である。また、石室内への浸水やカビの発生については、経過観察とともに原因を究明する。墓道両側の壁面については、浸食及び崩落防止措置を検討する。
- ・中長期的な視野にたち、経年変化や地震等による石室構造への影響を軽減するための措置を考慮する必要がある。

（2）指定地外における課題

- ・今後の調査成果により保護を要するとされた範囲については、追加指定をめざす。

(3) 調査研究に関する課題

ア 過去の調査記録と出土品の再整理

・昭和42年の岡山大学・岡山理科大学による調査と昭和53年の県教育委員会による調査の記録及び出土品を再整理し、これまでの調査成果を総括した報告書の刊行が必要である。

イ 墳丘規模・構造等の把握

・墳丘端及び外縁の発掘調査により、墳丘規模や構造を明らかにし、新たな評価あるいは追加指定に繋げる。

第2節 活用

1 現状

こうもり塚古墳の所在する吉備路風土記の丘の一帯は、田園風景の中に建つ備中国分寺五重塔がそのシンボルとして有名で、多くの観光客が訪れる。備中国分寺跡周辺には大勢の人が集まる広場もあることから、地域のイベントが開催されている。また、こうもり塚古墳が教材として総社市の歴史副読本に掲載されていることもあり（写真9-1）、地元や近隣の小中学生が遠足や課外授業等で訪れる機会も多い。

この吉備路風土記の丘一帯は、公共交通には恵まれていないが、車や観光バスでのアクセスはよく、こうもり塚古墳の近くには県営駐車場も整備されている。また、吉備路自転車道がサイクリングロー



1 こうもり塚古墳を紹介した副読本
（「わたしたちのふるさと総社」 総社市教育委員会 2014）



2 平成28年度企画展「吉備路の巨石墳
－こうもり塚古墳－」



3 令和2年度「吉備路ウォーク」



4 令和2年度講座「こうもり塚古墳の時代」

写真9 活用の状況

ドとして利用でき、付近の駅からレンタサイクルで訪れる人も多い。しかし、こうもり塚古墳は、備中国分寺五重塔から至近距離にあるにも関わらず、足を運ぶ人が少ないのが現状である。

こうもり塚古墳の近年の活用について、地元である総社市は、春の「吉備路れんげまつり」や秋の「そうじや吉備路ウォーキング大会」にあわせてこうもり塚古墳の公開を行っている。また、ボランティアによるガイドを運営している吉備路ボランティア観光ガイド協会は観光客を対象に「古墳めぐりコース」、「風土記の丘コース」、「吉備路コース」等コースを設定し、こうもり塚古墳を案内している。こうもり塚古墳の公開については、所有者である県が中心となり定期的に公開するほか、令和2年度には県古代吉備文化財センターが「吉備路ウォーク」でこうもり塚古墳を公開した（写真9-3）。また、県古代吉備文化財センターでは、これにあわせて、こうもり塚古墳を中心とするウォーキングマップを作成し、周辺の文化施設や観光案内所に配布した。

こうもり塚古墳の出土品については、総社市が所有・保管し、その一部を総社市埋蔵文化財学習の館で常設展示している。出土品の展示については、県古代吉備文化財センターが平成28年度に企画展「吉備路の巨石墳－こうもり塚古墳－」で公開している（写真9-2）。

また、一般を対象に、こうもり塚古墳をテーマとした講座も開催されており、県古代吉備文化財センターでは令和2年度に吉備の考古学講座「こうもり塚古墳の時代」を実施した（写真9-4）。

このように、こうもり塚古墳は、交通の便にも恵まれ、吉備路という自然と歴史に恵まれた環境の中で、歴史教育や生涯学習の素材としてのみならず、県民及び観光客等の憩いの場としての期待は高い。

2 課題

こうもり塚古墳の活用に関わる現状を踏まえ、その課題を整理すると、次のことが指摘できる。

（1）調査研究と情報発信、効果的な活用

- ・こうもり塚古墳の調査研究を進め、古墳の歴史的意義を明らかにし、講座やホームページなどを通じて積極的に発信する。
- ・史跡の活用、特に石室公開について、方法等を検討する必要がある。
- ・現地におけるガイダンス機能の充実に努める。
- ・既存ガイダンス施設を活用した出土遺物の公開と情報発信の推進を図る必要がある。



1 総社市埋蔵文化財学習の館



2 総社吉備路文化館

写真10 周辺の施設

- ・学校教育や生涯学習と連携した史跡の活用を進める。
- ・観光資源としての国内外への効果的な情報発信と活用を図る。

(2) 関係団体との協働

- ・地元自治体、関連団体と連携しながら事業を進める必要がある。
- ・所有者である県と出土品を保管している総社市埋蔵文化財学習の館、また隣接するガイダンス施設である総社吉備路文化館との役割分担を明らかにし、協働する（写真10）。
- ・ボランティアや大学等高等教育機関と連携・協働しながら、文化財を活かした情報発信、体験・交流活動の推進をめざす。
- ・地域住民への情報提供やイベントへの参加を促し、コミュニティの活性化を図る。

(3) 周辺の遺跡との連携

- ・近隣の史跡（備中国分寺跡、備中国分尼寺跡）と古墳（江崎古墳、宿寺山古墳、緑山古墳群、稲荷山古墳群等）の情報発信と、これら周辺遺跡への見学者誘導をめざす。
- ・吉備路風土記の丘さらには吉備史跡県立自然公園に含まれる文化財の活用を促進する体制の整備・充実を図る。

第3節 整備

1 現状

こうもり塚古墳周辺は、吉備路風土記の丘県立自然公園として環境整備が行われ、県営南北両駐車場から古墳へ至る動線は確保されている。また、古墳の南側には東西方向に吉備路自転車道が通じている。

こうもり塚古墳では昭和47年の環境整備工事で墳丘上に芝が張られ、遊歩道と木柵が設置された。しかし、墳丘への影響が懸念されたことから、この遊歩道・木柵は撤去された。それ以降、墳丘には明確な見学通路は設けられていない。墳丘には以前から樹木が繁茂していたが、近年、伐木が進み以前より眺望は開けている。しかし、前方部を中心に高木が残っており、景観を妨げている。

横穴式石室は、昭和42年の発掘調査後公開され、昭和55年には羨道と墓道が整備された。しかし、安全のため石室玄門部に扉が設けられ、イベント等特別な場合を除き公開していない。横穴式石室に至る階段や通路は、一部に老朽化による損壊などがみられる上、ユニバーサルデザイン（バリアフリー）に対応していない。

2 課題

こうもり塚古墳の活用に関わる現状を踏まえ、その課題を整理すると、次のことが指摘できる。

(1) 保存のための整備

墳丘の保護、横穴式石室・石棺の保全、浸水対策、石室床面の敷石保護等に関わる整備方法について検討する必要がある。

(2) 活用に関わる整備

- ・墳丘の保存を図りながら、墳形が分かるように努める。
- ・石室や石棺の保全を図りながら、見学者が安全に利用できる整備方法の検討を要する。
- ・見学通路、説明板・誘導標識、便益施設の設置等、見学者の利便性を考慮した対策が必要である。

- ・遺構を保存しながら可能な範囲でパリアフリー化を検討し、見学者が支障なく、かつ、快適に利用できる環境を整備する。

(3) 景観の保全

古墳とその南側（吉備路自転車道、県道270号清音真金線等）からの眺望を確保するための樹木管理の検討が必要である。

(4) 周辺史跡や施設と連携した整備

こうもり塚古墳だけでなく、備中国分寺跡や備中国分尼寺跡など周辺の遺跡や施設との周遊ルートを踏まえた整備方法を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

史跡こうもり塚古墳の所有者は県、所管は県教育庁文化財課である。吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域の大半の所管も県教育庁文化財課となっている。県立自然公園については、県自然環境課が所管し、そのほか、観光及びまちづくり等については県市の関係各課が管轄する。

事業の実施に当たっては、関係自治体（総社市、岡山市）や地元住民及び関係団体と可能な範囲で連携をとっている。

2 課題

こうもり塚古墳の運営・体制の整備に関わる現状を踏まえ、その課題を整理すると、次のことが指摘できる。

- ・史跡の所有者としての運営・管理体制づくり、人材の育成が不可欠である。
- ・史跡の保存・活用に関わる県庁内の連携体制の構築・強化を進める。
- ・学識経験者や専門家との協力関係を図る。
- ・県と、関連自治体（総社市、岡山市）、学校教育、観光、ボランティア団体、地域住民等との協働体制の構築と強化が必要である。

第7章 史跡こうもり塚古墳の保存活用の基本方針

第1節 基本理念と目標

こうもり塚古墳は、古墳時代後期の大型前方後円墳で、巨大な横穴式石室と豊富な副葬品を有する吉備の大首長墓であり、日本古代史における中央と地方との政治的な関係や豪族の地域支配のあり方を考える上で貴重な歴史遺産である。このこうもり塚古墳の本質的価値を確実に保存し、有効に活用していくためには、現状と課題を踏まえ、計画的かつ実効性のある取組を進めていく必要がある。そして、この取組を展開するためには、所有者である岡山県が、地元自治体、地域住民、関係団体等と連携し、それぞれの役割を明確化し、合意形成を図りながら推進していくことが求められる。

その上で、こうもり塚古墳に関わる様々な主体である行政・県民等が共有する史跡の保存活用の基本理念（目標）を、教育・文化・観光・地域活性化の観点も踏まえ、次のように設定する。

【史跡こうもり塚古墳の保存活用の基本理念（目標）】

『吉備路の歴史遺産』魅力発信

こうもり塚古墳を保存し、歴史を学ぶことで、郷土への愛着を育み、吉備路の魅力を未来へ継承する

第2節 基本方針

1 こうもり塚古墳の本質的価値の保存

古墳時代後期における吉備最大の前方後円墳で県内最大の横穴式石室をもつこうもり塚古墳の本質的価値を保存し、後世に引き継いでいく。

2 こうもり塚古墳に関する情報発信

こうもり塚古墳の価値を明らかにし、地域史ひいては日本史に位置付ける。成果については、講座やシンポジウムを通じて県民に伝えるとともに、県内外のみならず国際的にもその魅力を広く発信する。

3 利用者の立場にたった活用・整備

こうもり塚古墳の見学者が安全に、かつ、快適に利用できるように整備する。また、最新技術を活用しながら、こうもり塚古墳の価値を分かりやすく伝える手法を検討する。

4 郷土への愛着を育む仕組みづくり

こうもり塚古墳が県民に親しまれるように努め、地域住民がこうもり塚古墳を地域の活性化を図るために貴重な歴史遺産として活用できるよう、仕組みづくりの構築を推進する。

5 『吉備路の歴史遺産』魅力発信～広域ネットワークの形成と文化財の活用～

こうもり塚古墳だけでなく、周辺の文化財の活用も一体的に行なながら、時代や遺構等の特色が互いに共通する歴史遺産を有する地域などを含む広域的なネットワークづくりに取り組む。

第8章 史跡こうもり塚古墳の保存管理

第1節 方向性

史跡こうもり塚古墳については、墳丘や石室などの保全について様々な問題が指摘されている。ここでは、こうもり塚古墳の本質的価値を保全するための保存管理の方向性を次のように設定する。

まず、史跡指定地及び周辺も含めた保存管理を進めるために、計画対象範囲をそれぞれの価値にあわせてゾーン区分する。

こうもり塚古墳の管理については、定期的な点検や下草刈りなどの通常管理のほか、災害など緊急時における対応を考えられ、それぞれ管理の内容や方法について明記する。中でも樹木の取扱いについては、遺構や景観への影響を考慮し管理する。なお、指定地で現状変更を行う場合は事前の許可が必要であるが、今後想定される現状変更の取扱方針と基準について明確化する。

また、中長期的には墳丘の修復や石室の保存について措置を講じていく必要がある。通常管理等を通じて得られた課題や情報を基に分析を行い、専門家の意見も踏まえながら保存方法を検討する。

史跡こうもり塚古墳の周辺には史跡備中国分寺跡や史跡備中国分尼寺跡が存在しており、一体的に保存していく必要がある。さらに、こうもり塚古墳を含む地域は県立自然公園特別地域にも指定されていることから、県立自然公園条例など関連法規との整合性を図りながら景観の保全を行う。

こうもり塚古墳の墳丘については、これまで調査が行われておらず、墳丘規模や構造について詳細



第38図 史跡指定地及び周辺のゾーン区分（1/5,000）

な情報が得られていないことから、発掘調査を実施する。成果を踏まえ、必要であれば追加指定の措置を講じる。また、これまでに実施された調査の再整理を行い、こうもり塚古墳の調査成果を総括した報告書を刊行する。

本章では、上記の方向性に沿った保存管理の具体的な手法として、次の7項目について保存管理の方法を提示する。

第2節 方法

1 ゾーン区分の設定と保存管理の方法

指定地及び周辺における文化財の保存管理方法をゾーンごとに設定する（第38図）。

（1）古墳遺構ゾーン：史跡指定地

史跡こうもり塚古墳の本質的価値を構成する要素を保存する。また、それ以外の要素として古墳の保存や活用に資するものも適切に管理する。また、調査等の成果を活かしながら、遺構の保護や修復を検討する。

樹木については、墳丘の保存に大きな影響を及ぼすものは原則として除去（伐採）するが、伐根など墳丘に悪影響を及ぼす行為は行わない。その他の樹木等は、遺構の保護及び防災、景観（眺望の確保）を考慮しながら、適切な整理（伐採、枝打ちなど）や保全を検討する。

（2）古墳隣接ゾーン：史跡こうもり塚古墳に隣接する区域

発掘調査で遺構の範囲が広がることを確認した場合は追加指定を検討する。したがって、管理办法は「古墳遺構ゾーン」に準じる。

（3）史跡周辺景観ゾーン：古墳周辺、特に南側（古代山陽道等）からの眺望を確保する区域

こうもり塚古墳のほかに隣接する史跡備中国分寺跡及び史跡備中国分尼寺跡における保存管理と一緒に文化財の保存や景観形成・保全を図る。

2 維持管理

（1）通常管理

通常管理とは遺構や施設のき損などの状況を未然に防ぎ、また、史跡を保護し快適な空間を維持するための手段である。本質的価値を構成する要素の定期点検、説明板などの施設管理、定期的な除草や清掃などがある。特にこうもり塚古墳の保存で問題となっている墳丘盛土の浸食、石室の漏水及びカビの発生状況については注視する。これに対応するため、点検時に石室内外の温湿度測定や石室の定点観測及び石室各所の経過観察を実施する。

通常管理については、現在、県教育庁文化財課職員が定期的に巡回しているほか、墳丘の下草刈りや石室漏水時の排水等は外部に管理委託しており、以後も継続する。

（2）緊急時の対応

大雨や強風が予想される場合は、県職員等が事前に指定地内を巡回し、崩落等の危険が予想される場合はシートで養生するなど事前の措置をとる。事後は点検を行い、被害を確認した場合は立入禁止措置を含む安全対策あるいは必要な応急措置をとる。被害発生後は文化庁をはじめ関係機関等に報告し、緊急的な対策や災害復旧等の方法について協議する。

3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準

(1) 現状変更の許可を必要とする行為

史跡指定地において現状変更等を行おうとする場合は、原則として文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的変更を伴わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。また、同項には「ただし書」があり、許可の必要ない行為が規定されている。さらに、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該都道府県又は当該市の教育委員会（本史跡では総社市）がその事務を行う。

以上を踏まえ、史跡こうもり塚古墳で想定される現状変更等の行為を例示する（表4・5）。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

ア 現状変更等の取扱方針

史跡こうもり塚古墳においては、史跡の本質的価値を構成する要素を対象とした整備、史跡の保存及び公開・活用、管理運営に伴う整備など、現状変更の行為等が想定される。指定地内における現状変更等は、本質的価値の保存、調査・研究、保存管理・活用に資するもの及び防災・安

表4 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（届出先）	根拠法令と行為の内容（抜粋・要約）	史跡こうもり塚古墳における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・地層のはぎ取りなど（影響が軽微である場合は許可が必要ない。） <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く。</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地形・土地の形質の変更・掘削 ○木竹などの植栽・移植・除根 ○発掘調査等各種調査、史跡の保存整備など <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の壊取り ○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など耐久構造を弱める行為 ○石・木材などの露出遺構の薬剤処理など
総社市	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m²以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（設置の日から50年を経過していない工作物） ○道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの） ○木竹の伐採 ○保存のため必要な試験材料の採取 など 	<p>○建築物以外の工作物（フェンス・説明板・看板など）の設置・改修</p> <p>○工事に間わる仮設建築物（2年以内）の整備（プレハブ事務所・倉庫、仮設トイレなど）</p> <p>○イベントなどに利用される仮設物の整備（テントの設置など）</p> <p>○園路の舗装及び修繕</p> <p>○既存通路の舗装（再整備）</p> <p>○水管の設置又は改修</p> <p>○木竹の伐採</p> <p>など</p>

表5 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	史跡こうもり塚古墳における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記）</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条（上記ただし書の範囲）</p> <p>○き損などからの原状復旧</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損などの拡大を防止する応急措置</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合）</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>	<p>○き損などからの原状復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的にき損している埴丘などの原状復旧 ・一部が崩れている石段、水路（雨水排水路）の石組などの原状復旧 <p>○き損などの拡大を防止する応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・き損している埴丘の一時的なシート、土のうの設置など <p>○復旧が不可能な場合における、き損部分の除去（保存に影響を及ぼす除根は除く：表4を参照）</p> <p>など</p>
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シートによる造構の保護</p> <p>○立入禁止柵などの設置</p> <p>○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去</p> <p>など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	<p>○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の除去</p> <p>※許可が必要な行為かどうかは個別具体的に判断する。</p> <p>など</p>
維持の措置（一時的な管理行為）	※同上	<p>○清掃、除草・下草刈り</p> <p>○樹木の管理（剪定、つる切りなど）</p> <p>○景観や周辺環境に配慮した枝打ち</p> <p>○枯損木、倒木、危険木の伐採及び除却</p> <p>※許可が必要な行為かどうかは個別具体的に判断する。</p> <p>など</p>
届出	<p><許可是必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第127条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

表6 現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

区分		古墳遺構ゾーン
ゾーンの性格		○史跡こうもり塚古墳の本質的価値を構成する要素が集積する墳丘を中心とした区域である。
現状		○墳丘、埋葬施設（横穴式石室）が遺存する。 ○樹木や下草で覆われている。墳丘外は丘陵部と旧耕作地である。
現状変更の取扱方針		○史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表現、史跡に相応しい景観形成のための樹木の整備、保存施設や史跡の公開・活用のための施設の整備、既設の工作物の移設・撤去などを除き、原則として現状変更を認めない。なお、認められる現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。
現状変更の取扱基準	共通事項	○史跡の保護及び史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの（除草、下草刈り、樹木の枝打ちなど）」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。
	建築物の新築	○建築物の新設は認めない。
	園路などの敷設・改良・修繕等	○史跡の保存（保全管理）及び公開・活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮（配置等に留意）したもの以外は新設を認めない。 ○既設又は今後整備する園路等の適切な維持管理、修繕・改修を行う。
	工作物	○説明板やその他の史跡の保全のために必要な施設・整備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。
		○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法材料によることとする。国と協議し取扱いについて判断していく。
	改修、撤去等	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。 ○き損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。
		○原則として、土地の形質の変更を認めない。 ○ただし、墳丘の保護や調査成果に基づく修復・復元、遺構の表現、史跡の保存・活用のために必要な小規模の土地の形質の変更については、国と協議し取扱いについて判断していく。
	土地の形質の変更	
	木竹伐採等	○遺構・地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採等を認める。
	植栽	○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望等を阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。 ○植栽の管理のための伐採、剪定などは認める。

全に関するもの以外は認めないと原則とする。

イ 現状変更等の取扱基準

指定地内における現状変更等について、取扱基準を次のように定める（表6）。取扱基準を運用するに当たっては、必要に応じて文化庁の指導・助言を受け、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、県教育委員会が関係法令及び現状変更等の取扱基準を基に内容を吟味し、受理したものを文化庁長官に進達することとなる。

4 修復・保存方法の検討

墳丘の浸食防止や石室の保存方法については、通常管理等で得られた課題や情報を基に分析を行い、保存科学や土木工学等の観点から専門家の意見を踏まえ中長期的視野にたった保存方法を検討する。

まず、墳丘や石室の現状を詳細に把握し、通常管理における点検項目を抽出し、その経過を記録する。具体的には、墳丘盛土の露出箇所や浸食状況、石室内のカビの汚損の状況、石材の亀裂箇所やその程度、水滴や雨染みの痕跡等の確認を行う。また、これらの原因と考えられる環境要因として、古

墳周辺や石室内の温湿度変化が考えられるため、1日の温湿度変化を含めた観測方法を検討する。

また、定期的に観察すべき事項として、石室構造の経過観察がある。現在、石室構造の変化は認められていないが、今後、定点観測などを実施し、データを蓄積していく。そのほか、古墳の修復・保存方法を検討する際に必要な理化学的な分析も実施する必要がある。その例として、石室石材に付着している物質の特定、墳丘の透水性の調査などが考えられる。

5 周辺の文化財の保存と景観の保全

指定地周辺においても、史跡こうもり塚古墳あるいは史跡備中国分寺跡、史跡備中国分尼寺跡の本質的価値と関連する遺構が発見された場合は、これらの史跡とともに一体的に保全していく必要がある。こうもり塚古墳を含む地域は県立自然公園特別地域にも指定されていることから県立自然公園条例など関連法規との整合性を図りながら景観の保全を行う。

6 墳丘規模等の把握及び史跡の追加指定

こうもり塚古墳の墳丘については、墳丘規模や構造について詳細な情報が得られていないことから、発掘調査を実施する。成果を踏まえ、必要であれば追加指定の措置を講じる。また、これまでに実施された調査の再整理を行い、こうもり塚古墳の調査成果を総括した報告書を刊行する。

7 県立自然公園としての管理

史跡こうもり塚古墳は県立自然公園特別地域に指定されており、特別地域内で工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合は知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りではないが、行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない（表7）。

表7 県立自然公園特別地域における取扱基準

区分	根拠法令と行為の内容（抜粋・要約）	史跡こうもり塚古墳における例
県知事許可	■県立自然公園条例第19条第3項 ・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の開墾、形状の変更	○工作物の設置・改修 ○地形・土地の形質の変更・掘削 ○木竹の伐採 ○発掘調査等各種調査、史跡の保存整備など
非常災害のために必要な応急措置	■県立自然公園条例第19条第6項	○灾害で倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など（あくまで応急措置であり、本復旧には許可が必要）
許可又は届出不要	■県立自然公園条例第19条第7項第4号 ・通常の管理行為、軽易な行為であって、規則で定めるもの ■県立自然公園条例施行規則第15条 ・文化財保護法第115条第1項の規定による史跡の管理に必要な施設の新築、改築、増築 ・文化財保護法第109号第1項に規定する史跡の管理又は復旧のため立ち入ること ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採	○標識、説明板、境界標の設置（文化財保護法第115条第1項の規定によるもののみ） ○樹木の管理（剪定、除草、下草刈り、つる切りなど） ○枯損木、倒木、危険木の伐採及び除却など

第9章 史跡こうもり塚古墳の活用

第1節 方向性

地域振興に欠かせない貴重な資源であるこうもり塚古墳を積極的に活用していく。まず、こうもり塚古墳の営まれた時代や地域の歴史を研究し、こうもり塚古墳の意義を明らかにする。成果は、講演会やシンポジウム等で公開するとともに、ホームページなどを通じて効果的に情報発信する。また、史跡の公開も進め、学校教育や生涯学習における利用も促進する。さらに、見学者の理解を促進するため、現地でのガイダンス機能の充実を図るとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した効果的な情報伝達方法を検討する。

地域住民と連携しながら、文化財を活かした体験活動、地域のボランティアガイド養成・活用などに取り組み、こうもり塚古墳を地域活性化の核として積極的に活用していく。また、大学等高等教育機関と連携し、こうもり塚古墳及びその周辺遺跡の調査・研究を持続的に進める。

こうもり塚古墳周辺の古墳群や史跡など、近隣の歴史遺産と一緒に活用する。そのために、「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」、「造山古墳エリア」、「古代山城鬼城山エリア」と地区設定を行い、関係自治体（総社市・岡山市）や関係団体と協力しながら、効果的な活用を図る。また、歴史だけでなく、自然も満喫できる地域のメリットを活かし、観光振興に繋げる。

本章では、上記の方向性に沿った活用の具体的な手法として、次の6項目について活用の方法を提示する。

第2節 方法

1 古墳と地域の歴史に関する調査研究と公開活用

こうもり塚古墳が営まれた古墳時代の研究を通して、こうもり塚古墳の意義を明らかにする。また、こうもり塚古墳のある三須丘陵に所在する縁石古墳群・稻荷山古墳群や周辺の遺跡等の現地踏査を行い、地域の歴史も明らかにする。そのほか、こうもり塚古墳と同様に巨大な横穴式石室をもつ古墳（総社市江崎古墳・倉敷市箭田大塚古墳・岡山市牟佐大塚古墳・赤磐市鳥取上高塚古墳等）に関する情報収集や比較研究も推進する。

これらの成果については、講座やシンポジウムなどの事業を通じて広く公開していく。あわせて、ホームページをはじめとするＩＣＴ（情報通信技術）を活用した多様な手段・媒体での情報発信に努める。活用に当たっては、巨石墳としてのこうもり塚古墳の魅力を実感できるような工夫を模索する。

2 史跡の効果的な活用

古墳の立地や大きさ、規模などを体感できるように現地での公開（説明会）を推進する。特に横穴式石室については、通常施錠し公開していないことから、将来的に適切な公開手法を検討する。また、総社市と連携し、出土品についても積極的な公開に努める。こうもり塚古墳の調査や整備では、進捗状況などを勘案しながら現地見学会を行うとともに、周辺遺跡を含めた歴史ウォーキングを開催する。

こうもり塚古墳の意義や価値を見学者に伝えられるように最新の調査研究成果を反映したガイドンスの充実に努める。これについては、I C T（情報通信技術）を活用しながら、V R（仮想現実）など、遺跡の大きさなどが疑似体験できるような情報の伝達方法も検討する。また、外国人観光客に対応するため多言語化にも取り組む。

3 学校教育・生涯学習における史跡の活用

こうもり塚古墳を活用しながら、吉備の歴史遺産を学び、生まれ育った郷土岡山への理解を深め、郷土への愛情や誇りを育てる。そのため、総社市やその他の小・中・高校・大学において、こうもり塚古墳を見学し学習する機会の充実に努める。こうもり塚古墳の成果を分かりやすくまとめたパンフレット等を作成し、地域学習などの教材として提供する。また、学習カリキュラムに応じた活用方法について検討し、校外学習等での利用を促す。

一方、県民や地域住民に対しては、古墳時代や吉備の歴史をテーマとした講座や講演会、シンポジウム等を開催する。また、求めに応じ、公民館等における講演会などに職員を講師として派遣する。

4 関係団体との協働

地元住民にとって身近で親しみのある史跡とするための取組を推進するとともに、史跡への愛着を醸成する。また、県民・地域住民と連携しながら、文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を活かした体験活動、地域のボランティアガイドの養成などに取り組むことで人材を育成するとともに、観光と地域おこしへの活用を図る。また、大学等高等教育機関と連携し、こうもり塚古墳及びその周辺遺跡の調査・研究を持続的に進める。その成果については広く公表し、学校教育や生涯学習、さらには観光・地域おこしに活用する。

5 広域ネットワークづくりと文化財の活用

本計画では、こうもり塚古墳が築造された古墳時代とそれに続く古代の風景を感じさせる空間を「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」とし、地域活性化の核として積極的に活用していく。また、「造山古墳エリア」を設定し、文化財の活用に関して相互協力・連携体制の構築に努める。さらに北側山塊には古代山城の史跡鬼城山が位置し、「古代山城鬼城山エリア」が設定できる。これにより、こうもり塚古墳の営まれた古墳時代から、備中国分寺跡や備中国分尼寺跡が造営された古代までの地域の歴史を一体的に説明しながら活用でき、「吉備路の歴史遺産」の魅力を発信できる（第39図）。

吉備路の歴史遺産に関連する自治体（総社市・岡山市）と連携して、「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」と「造山古墳エリア」、「古代山城鬼城山エリア」を一連の歴史遺産として一体的に活用する。今後、各自治体や関連団体で企画される行事やイベントと連携を行いながら相乗効果を図る。また、こうもり塚古墳と同じ古墳時代で、同様の遺構を有するなど、共通する歴史遺産をもつ地域を含む広域的なネットワークづくりに取り組む。

6 観光資源としての活用と情報発信

先にあげた「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」、「造山古墳エリア」、「古



第39図 「吉備路の歴史遺産」魅力発信の連携

代山城鬼城山エリア』を県内有数の観光資源、観光拠点の一つとして位置付け、広く情報発信を行う。情報発信に当たっては、伝える相手（対象）に対し、何（内容）をどのように（手段）伝えるのかを整理し、相手にとって興味や魅力を感じるメッセージを盛り込む（例：地域学習や校外学習の候補地を検討している教職員に対し、学校向けにパンフレットを配布する。あるいは、古墳ファンに対し、巨大な前方後円墳（造山・作山古墳）と横穴式石室（こうもり塚古墳など）が集まる古墳の聖地としてSNSを利用し広報するなど）。また、観光に関する情報発信については、地元自治体や関係団体のホームページ等で広報するとともに、インターネット上において既に構築されている宣伝媒体であるサービス（プラットフォーム）の活用等を検討する。

効果的な情報発信を行うには、関係機関・諸団体との連携が必要である。地元の観光団体やボランティア観光ガイド協会等の協力を得ながら、また、吉備路で開催される様々なイベントと連携し、こうもり塚古墳を含む周辺の歴史遺産の活用を促す。さらに、自然も満喫できる地域のメリットを活かし、観光振興に繋げる。特にウォーキングやサイクリングは周辺に専用道も整備されていることから積極的に活用する。

第10章 史跡こうもり塚古墳の整備

第1節 方向性

こうもり塚古墳をはじめとする先人の残した貴重な吉備路の歴史遺産を、地域内外の人々や多様な世代が体験し学習できるよう、国や県、関係市が連携しながら、史跡の保存及び活用に繋がる整備を検討する（第40図）。

このうち、主として保存のための整備においては、墳丘や埋葬施設（横穴式石室）の保存状態を早急に把握し、墳丘のき損防止や修復、横穴式石室の保存対策の検討を行う。

主として活用に関わる整備については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の表示方法を検討するとともに、ガイダンスに必要な施設の充実を図る。また、墳頂や古墳南側（吉備路自転車道、県道270号清音真金線等）からの眺望を確保するための樹木整理も実施する。

史跡備中国分寺跡・史跡備中国分尼寺跡との周遊ルートなどの整備を計画的に進める。史跡の公開・活用に関わる整備（遊歩道、便益施設等）の充実や、見学者が目的の史跡等を効果的に周遊できるように歩行者動線の整理を検討する。

本章では、上記の方向性に沿った整備の具体的な手法として、次の2項目について整備の方法を提示する。

第2節 方法

1 主として保存のための整備

（1）墳丘や埋葬施設（横穴式石室）、地下遺構などの保存

墳丘については、盛土の流出などのき損が進行しないよう保護するとともに、き損箇所の修復を図る。横穴式石室については、石室及び石棺の保存及び防災対策の検討を行い、対策を計画的に実施する。古墳外縁に関しては、今後実施予定の発掘調査の成果などを踏まえながら保存を図る。

2 主として活用に関わる整備

（1）墳丘の整備及び樹木整理

来訪者の安全や快適性を図りながら、ユニバーサルデザイン（パリアフリー）に対応した遊歩道などの整備を検討する。また、調査成果を基に古墳本来の形状表現を検討する。古墳からの眺望、古墳南側（古代山陽道、吉備路自転車道、県道270号清音真金線等）からの眺望を確保するため、樹木整理について検討する。整理の際には、遺構保全はもとより周辺からの古墳の眺望が周辺の景観と調和のとれたものになるよう留意する。

（2）埋葬施設（横穴式石室）の見学整備

横穴式石室の保存対策を検討した上で、玄室内の床面保護を行い、安全に石室見学ができるための整備を行う。整備に当たっては石室の公開方法を検討する。

(3) 保存施設（標識、説明板等）の整備

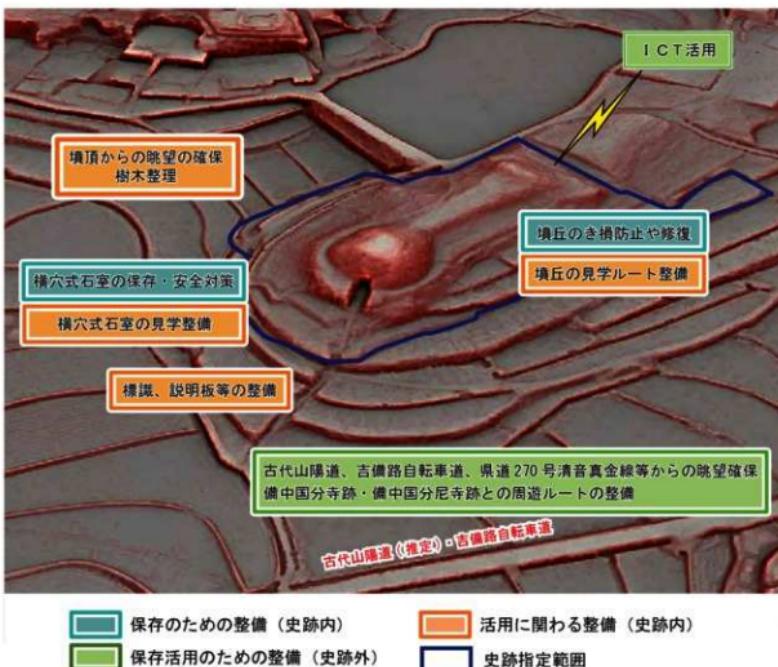
これまでの調査及び今後の調査成果を反映した分かりやすい説明板、ガイダンスに必要な施設の整備・更新を計画的に実施する。また、こうもり塚古墳の価値を効果的に伝えることができるよう、情報通信インフラの整備を行う。

(4) 見学・周遊ルートの検討

こうもり塚古墳を中心に、周辺の史跡や古墳群を繋ぐ見学・周遊ルートを設定し、その歩行環境の整備・改善を図る。実施に当たっては、史跡備中国分寺跡と史跡備中国分尼寺跡間の見学・周遊ルートの改善を優先する。また、こうもり塚古墳が築造された古墳時代とそれに続く古代の風景を感じさせる空間である「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」と「造山古墳エリア」を結ぶ周遊ルートの検討と整備・充実を図る。

(5) 関連史跡の保存と整備

史跡備中国分寺跡は、史跡こうもり塚古墳と一緒に活用できるよう総社市と連携する。また、史跡備中国分尼寺跡は、県が管理団体であり、史跡の適切な保存と整備を検討しつつ、保存活用計画の策定を行う。



第40図 保存活用のための整備の方法

第11章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の所有者としての運営・体制づくり（人材育成等）と、県庁内の連携体制の構築・強化を図る。その上で、史跡こうもり塚古墳の確実な保存及び適切な活用のための体制を整備する。また、所有者である岡山県が中心となり、関係自治体（総社市・岡山市）、学識経験者や専門家、学校教育関係者、観光関係団体、ボランティア団体、地域住民等との連携を図る（第41図）。

本章では、上記の方向性に沿った運営・体制の具体的な手法として、次の5項目について整備の方法を提示する。

第2節 方法

1 史跡の所有者としての役割

岡山県が史跡こうもり塚古墳の所有者である。県教育庁文化財課が、国と相談・協議し、指導を受けながら、史跡の保存や活用、現状変更などに対応し、史跡の管理運営に当たる。

2 行政の体制整備

史跡の管理・運営主体としての体制づくり（専門職員の確保や育成等）を行うとともに、県庁内の情報の共有化や関連部局との連携・強化を図る。また、事業に必要な予算の確保に努める。

3 地域ぐるみで取り組む史跡の保存・活用

史跡の保存・活用には地域住民の理解と協力が必要である。史跡周辺の地域住民と連携して史跡に相応しい環境の醸成に努める。また、「作山古墳・こうもり塚古墳・備中国分寺跡・国分尼寺跡エリア」と「造山古墳エリア」、「古代山城鬼城山エリア」との繋がりを見通して、吉備路の保存・活用を図るためのコーディネーターやボランティア育成を含めた体制づくりを支援する。

4 学識経験者や専門家との連携・協力体制づくり

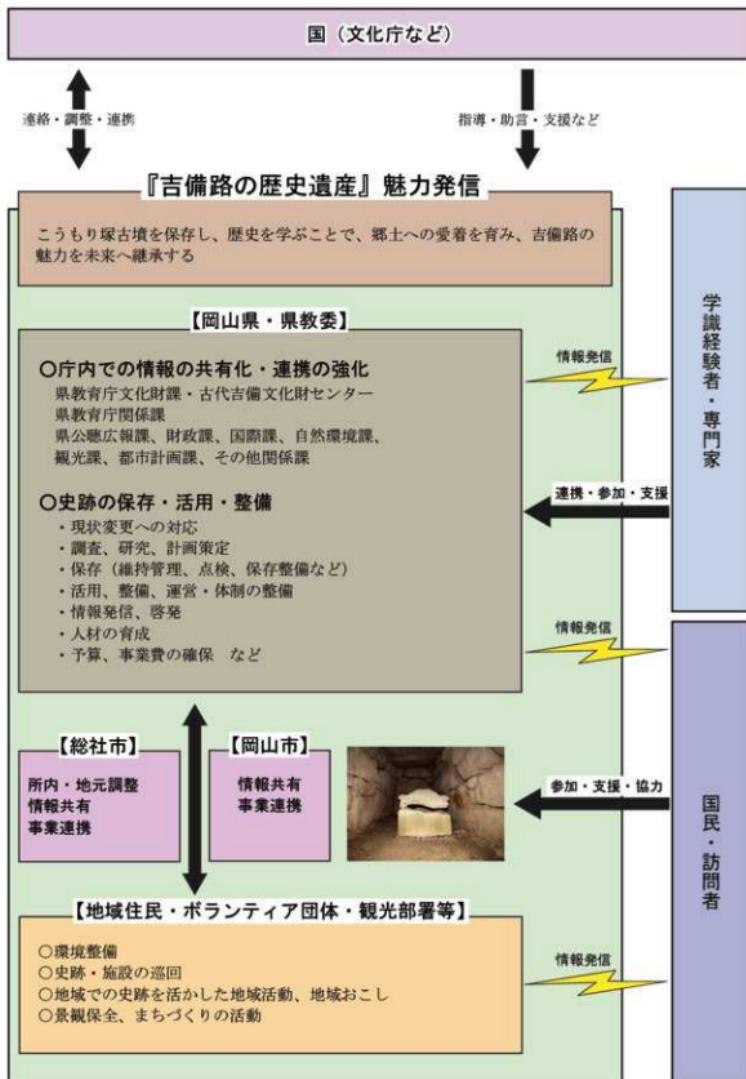
こうもり塚古墳に関わる調査・研究及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるために、大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者、専門家の協力を得られるよう組織的・人的ネットワークを充実・強化する。

5 関係機関・団体との連携体制の構築

こうもり塚古墳の活用が適切かつ効率的に実施できるよう、県と関係自治体（総社市・岡山市）、学校教育機関、観光部署、ボランティアなど各種団体、地域住民等との連携体制の構築と強化を図る。

特に地元自治体である総社市とは、事業の実施にあたり関係部局や地元との調整を依頼する。また、近隣の岡山市については、互いに情報共有を図りながら、効果的な事業連携に努める。そのほか、関

係団体等からの様々な依頼や要望に対応できるような体制づくりを構築する。



第41図 保存活用のための体制

第12章 事業計画と経過観察

第1節 方向性

本計画で示した史跡こうもり塚古墳の保存活用を目的とする事業を具体化するため、実施に当たっては、短期計画、中期計画、長期計画に分けて取り組むこととする（第42図）。将来にわたって継続して遂行する必要があることから、定期的に経過を観察し、基本理念に立ち返りながら、状況を分析し、問題点を改善しながら進める。

第2節 方法

1 事業計画の設定

（1）短期計画

令和3年度から6年度までの4年間を計画期間とする。墳丘の発掘調査を実施し、その成果を基に墳丘規模・構造を検討し、必要に応じて追加指定を目指す。古墳の調査研究を進め、本質的価値の再確認と、その保存・整備・活用を実践する期間とする。

（2）中期計画

短期計画後の令和10年度までの4年間を計画期間とする。短期計画の取組・成果及び課題を踏まえ、計画に位置付けている取組についての優先順位を検討し、着実な実施を目指す。なお、この期間は隣接する史跡備中國分尼寺跡の調査及び保存・整備・活用等を実施する時期もあり、こうもり塚古墳と連携した活用等の取組を計画に盛り込む必要がある。

（3）長期計画

令和11年度以降については、短期・中期における保存・整備・活用等の取組・成果及び課題を検証するとともに、その時点での新たな課題等を踏まえて、整備の内容や期間を検討する。

2 経過観察の方向性

事業の実施に当たっては、事業を計画（Plan）し、計画に基づいて実行（Do）する。この過程で自己あるいは他者による評価（Check）を受け、その成果をフィードバックし、さらに改善（Act）された計画（Plan）が実行できるように、いわゆるP D C Aサイクルの考えを取り入れ、事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行う（第43図）。

事業主体者である県は、計画（Plan）に当たり、史跡こうもり塚古墳の本質的価値を認識した上で、計画の基本理念を確認する。実行（Do）に当たっては、計画に基づいた点検項目を設定し、事業の進捗を定期的に確認しながら効果的に事業を進める（表8）。事業を進める際には、自己点検を行うとともに、第三者による評価も導入する（Check）。評価するポイントは事業内容により異なるが、調査研究あるいは発掘調査については外部有識者の意見を求めることがある。また、公開活用事業については、見学者へアンケート等を実施し、参加者のニーズの把握に努める。そして、それらの評価を基に次年度における課題や問題点を整理し、事業の改善（Act）をめざすものとする。

年度	こうもり塚古墳	備中国分尼寺跡	計画
2	策定検討会 保存活用計画策定 地形測量・調査研究 公開活用事業 ・吉備の考古学講座 ・吉備路ウォーカー ・パンフレット刊行	地形測量	
3	調査指導会 墳丘確認調査・調査研究 公開活用事業 ・吉備の考古学講座 ・発掘調査現地説明会 ・吉備路ウォーカー ・パンフレット刊行	調査研究	
4	調査指導会 墳丘確認調査・調査研究 発掘調査報告書刊行 公開活用事業 ・発掘調査現地説明会 ・吉備路ウォーカー ・こうもり塚古墳シンポジウム	調査研究	
5	史跡追加指定	調査指導会 確認調査・調査研究	
6		調査指導会 確認調査・調査研究	
7	整備事業	調査指導会 確認調査・調査研究 発掘調査報告書刊行	
8		保存活用計画策定検討会	
9		保存活用計画策定	
10		史跡追加指定	整備事業

第42図 短期・中期計画の概要



第43図 事業実施の方法（短期計画）

表8 実施に当たっての自己点検表

実施日	年月日()	記入者		
項目	実施例	取組状況		
		未実施	計画中	取組済
保存管理 保存 調査研究	本質的価値を構成する要素などは確実に保護されているか（墳丘・石室など）			
	園路や説明板等の施設が適切に管理されているか			
	日常的な維持管理はなされているか			
	災害対策はなされているか			
	現状変更に対して、取扱基準に基づく適切な保護が図られているか			
	関連する法律、条例、規則等に基づき実施されているか			
	資料調査・整理を実施しているか			
	発掘調査を実施したか			
	調査成果などを公開したか			
	調査成果（調査資料・出土品）を適切に保管しているか			
活用 用	発掘調査等の成果が積極的に情報発信されているか			
	伝える相手（対象）や内容、伝えるための手段が適切か			
	現地説明会やウォーキングなどで史跡を公開活用したか			
	学校教育や生涯学習において積極的に活用が図られているか			
	県民・地域住民と連携しながら、史跡の活用が図られているか			
	周辺の文化財と連携しながら活用しているか			
整備 備	本質的価値を構成する要素の保存のための整備を行っているか（墳丘・石室など）			
	活用に関わる施設（園路、誘導標識など）が適切に管理されているか			
	活用に関わる施設が道構に悪影響を与えないように整備されているか			
	ガイダンス機能の整備・充実は検討したか			
	見学ルート・周遊ルートの整備を実施したか			
運営 營	事業遂行に向け、職員の適切な配置等、体制の充実が図られているか			
	文化庁、府内他部署との連携が図られているか			
	関連自治体や関係機関と連携が図られているか			
その他	調査成果に基づき追加指定を行ったか			

資料編（関係法令）

1 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）
最終改正：平成三十年六月八日法律第四十二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものという。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して

いる伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝

を含むものとする。

3 この法律の規定（第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十三条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第一百六十五条並びに第一百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構え）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外的目的で、貝づか、古墳その他の埋蔵文化財を包藏する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包藏地」という。）を発掘しようとする場合には、前項第一項の規定を準用する。この場合において、同項

中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に當たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に當たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必

要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指針を示すことができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合は、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に當たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協

議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なためにおいて調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を実行することができる。

2 前項の規定により発掘を実行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然

記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行ふに当たつては、特に、関係者の所有権、競業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるとときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、

その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当ないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不适当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知する。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらか

じめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくして、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

- 第二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、

規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び百十五条规定第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第一百二十一一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の実施)

第一百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第一百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき百八十八条及び百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は百二十二条第二項で準用する第三十六条第二項、百二十二条第三項で準用する第三十七条第三

項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第一百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委託を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（百八十四条第一項又は百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に對し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第一百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百二十五条第一項の規定により許可

を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者は、百第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取が必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、百第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかるわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者

に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をするよう努めなければならない。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に當たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第12章 補則

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第二百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

きる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第二百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第二百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十九条第二項、第二百七十二条第五項及び第二百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第二百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第二百三十条（第二百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による命令、同条第三項又は第七項の規定による意見の聽取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第二百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行ふ場合には、第九十四条第五項

又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生すべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は百第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は百第二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は百第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は百第三十一条第二項
三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

- 百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るもの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行なう場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会にした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係

る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

2 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成三十一年一月三十日政令第十八号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、百八十八条、百二十条及び百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、百二十二条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十五条第五項（法第五十五条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十五条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十五条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定

による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号又はロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準

用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号スに掲げる現状変更等を行なう動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第一百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行ふこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるとおり、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- ### 3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- （昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号
- #### （許可の申請）
- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において單に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び

住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項

第二号及び法第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが要しない場合は、前項各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する旨

4 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからまでは掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成十二年四月二十八日文部大臣裁定）

I 共通事項

（1）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（2）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に關し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（3）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（4）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八十条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることが

できる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第五条第四項第一号イ関係

- （1）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- （2）次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

- （3）新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- （4）新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第五条第四項第一号ロ関係

- （1）新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に

- 必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 3 令第五条第四項第一号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港間連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令第五条第四項第一号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、開きさくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は開きさくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第五条第四項第一号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第五条第四項第一号ヘ関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 7 令第五条第四項第一号ト関係
- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行なう都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行なう場合
- (6) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- 8 令第五条第四項第一号チ関係
- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

9 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

5 岡山県立自然公園条例（抜粋）

（昭和四十八年三月二十七日岡山県条例第三十四号）

（趣旨）

第一条 この条例は、自然公園法（昭和三十二年法律五百六十一号）に基づき、県立自然公園（以下「自然公園」という。）の指定その他自然公園に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。

二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

三 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものを行う。

（県等の責務）

第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることに鑑み、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第四条 この条例の適用に当たつては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

（指定）

第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 自然公園の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（特別地域）

第十九条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木材を伐採すること。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八 屋外において土石その他の知事が指定する物を積みし、又は貯蔵すること。

九 水面を埋め立て、又は干拓すること。

十 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。

十一 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

と。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六 濡原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

4 知事は、前項の規定により許可又は不許可の処分を行おうとする場合において、自然公園の風致の保護又は関係者の利害に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聽かなければならぬ。

5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等（第二十七条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の認証又是同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。第二十一条第七項第二号において同じ。）として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの。

8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第五号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては第三項第十一号に規定する植物に

するもの、同条第一項第五号に掲げる行為にあつては第三項第十三号に規定する動物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

（許可の条件）

第二十条 前条第三項の許可には、自然公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付することができます。

（普通地域）

第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 猥物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出をする行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ぜることができる。

3 前項の規定による処分は、第一項に規定する届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項に規定する届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他の前項に規定する期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、その期間内に、第一項に規定する届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項に規定する届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮

することができる。

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為

六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（中止命令等）

第二十二条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による处分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復を著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ぜべき者は確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行なうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（利用のための規制）

第二十五条 自然公園の特別地域又は集團施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、披声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいま

し占拠し、嫌惡の情を醸させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、その職員に、自然公園の特別地域又は集團施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（公園管理団体の指定）

第三十六条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行なうことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（公園管理団体の業務）

第三十七条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。（連携）

第三十八条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならぬ。

（改善命令）

第三十九条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（指定の取消し等）

第四十条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十一条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

6 岡山県立自然公園条例施行規則（抜粋）

（昭和四十八年六月三十日岡山県規則第四十六号）

（趣旨）

第一条 岡山県立自然公園条例（昭和四十八年岡山県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関する事項は、条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（特別地域内における行為の許可申請書）

第二十二条 条例第十九条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

一 条例第十九条第三項第一号に掲げる行為の許可申請 特別地域内工作物の新（改・増）築許可申請書（様式第十二号）

二 条例第十九条第三項第二号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹の伐採許可申請書（様式第十三号）

三 条例第十九条第三項第三号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹の損傷許可申請書（様式第十四号）

四 条例第十九条第三項第四号に掲げる行為の許可申請 特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書（様式第十五号）

五 条例第十九条第三項第五号に掲げる行為の許可申請 特別地域内水位（水量）に増減を及ぼす行為許可申請書（様式第十六号）

六 条例第十九条第三項第六号に掲げる行為の許可申請 特別地域内汚水（魔水）排出許可申請書（様式第十七号）

七 条例第十九条第三項第七号に掲げる行為の許可申請 特別地域内広告物の設置等許可申請書（様式第十八号）

八 条例第十九条第三項第八号に掲げる行為の許可申請 特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書（様式第十九号）

九 条例第十九条第三項第九号に掲げる行為の許可申

請 特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書（様式第二十号）

十 条例第十九条第三項第十号に掲げる行為の許可申請 特別地域内土地の形状変更許可申請書（様式第二十一号）

十一 条例第十九条第三項第十一号に掲げる行為の許可申請 特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書（様式第二十二号）

十二 条例第十九条第三項第十二号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹以外の植物の植栽（播種）許可申請書（様式第二十三号）

十三 条例第十九条第三項第十三号に掲げる行為の許可申請 特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書（様式第二十四号）

十四 条例第十九条第三項第十四号に掲げる行為の許可申請 特別地域内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書（様式第二十五号）

十五 条例第十九条第三項第十五号に掲げる行為の許可申請 特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書（様式第二十六号）

十六 条例第十九条第三項第十六号に掲げる行為の許可申請 特別地域内指定区域への立入許可申請書（様式第二十七号）

十七 条例第十九条第三項第十七号に掲げる行為の許可申請 特別地域内車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）許可申請書（様式第二十八号）

（特別地域内における行為の届出）

第十三条 条例第十九条第五項の規定による届出をしようとする者は特別地域内行為着手済届出書（様式第二十九号）を、同条第六項の規定による届出をしようとする者は特別地域内非常災害応急措置届出書（様式第三十号）を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第十九条第六項の規定による届出の場合にあつては、行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地図を添付すれば足りる。

（土地所有者等との協議）

第十四条 知事は、条例第十九条第三項第十六号の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十五条 条例第十九条第七項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

十二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）
百五十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物

- の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二十一 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 三十 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 三十一 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 三十二 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 三十三 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 百五 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (普通地域内における届出を要しない行為)
- 第十八条** 条例第二十一条第七項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
- 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

7 岡山県立自然公園の指定（抜粋）

(昭和四十一年三月二十五日岡山県告示第百六十三号)

岡山県立自然公園条例（昭和四十年岡山県条例第五十八号）第三条第一項の規定により、岡山県立自然公園を次のとおり指定した。

1 名称および区域の所在地

名称	区域の所在地
吉備史跡県立自然公園	総社市三輪、栗、井尻野、黒尾、小寺、奥坂、窪木、長良、赤浜の各一部 岡山市北区高松橋荷、和井元、大崎、平山、立田、吉備津、高松、新庄上、新庄下、門前、田中、福崎、高塚、三手、津寺、加茂、長野、下足守、横尾、辛川市場、一宮、尾上、東花尻、西花尻、川入の各一部
吉備路風土記の丘県立自然公園	倉敷市山地、矢部の各一部 岡山市北区新庄上、新庄下の各一部 総社市赤浜、下林、上林、三須、宿、岡谷、西部、地頭片山の各一部

2 区域図

区域図は、掲載を省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに関係市役所及び関係町役場に備えつけて概観に供する。

史跡こうもり塚古墳保存活用計画書

令和3年3月1日 印刷

令和3年3月15日 発行

編集 岡山県古代吉備文化財センター
岡山市北区西花尻1325-3

発行 岡山県教育委員会
岡山市北区内山下2-4-6
印刷 株式会社 印刷工房フジワラ
岡山市北区丸の内2-11-18